

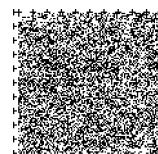
青梅市地域福祉計画

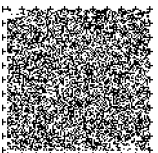
「福祉が充実したまち」の実現を目指して

<平成 26～30 年度>

平成 26 年 3 月

青 梅 市





はじめに

近年の急激な少子高齢化、世帯当たりの少人数化および高度情報化による生活環境の変化などにより、地域社会における住民相互のつながりがますます希薄化するなど、現代社会ではさまざまな諸問題が発生しております。



また、平成 27 年 4 月からは、介護保険制度の見直しによる「地域包括ケアシステムの構築」・「介護保険制度の持続可能性の確保」、生活困窮者自立支援法による「自立相談支援事業」、子ども・子育て関連三法にもとづく「子ども・子育て支援制度」などが実施され、社会福祉に関する諸制度が大きく変化することになります。

青梅市では、暮らしやすさの更なる向上と、まちの発展を目指すまちづくりのビジョンであり、あらゆる行政活動の基本となる最上位計画である第 6 次青梅市総合長期計画（計画期間：平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間）を策定いたしました。この総合長期計画では、まちづくりの基本方向のひとつの柱として「福祉が充実したまち」を掲げ、高齢者や障害者のより良い生活環境づくりなどの諸施策を推進していくこととしております。

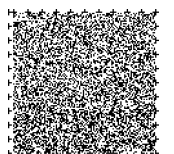
今回策定した「青梅市地域福祉計画」は、平成 16 年度からを計画期間とした初めての計画から 2 度目の改訂となり、計画期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間といたしました。

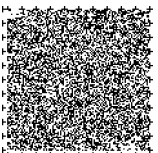
総合長期計画に示されている「福祉が充実したまち」の理念の実現を図るとともに、すでに策定されている健康福祉関連の諸計画と連携し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるようにする計画であります。

本計画の策定に当たり、パブリックコメントなどにおいて、多くの方々から御意見をいただきました。今後、本計画の理念にもとづき、市民の皆様とともに各福祉施策を推進するよう努めてまいりたいと考えておりますので、より一層の御協力と御理解を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

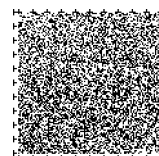
青梅市長 竹内 俊夫



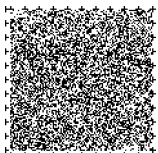


<目 次>

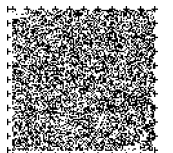
I. 総 論	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
[1] 計画策定の目的 『福祉が充実したまち』の実現を目指して.....	3
[2] 計画の位置づけ.....	8
[3] 計画期間.....	11
[4] 計画策定の実施体制等.....	11
第2章 青梅市の福祉を取り巻く環境.....	12
[1] 人口、世帯数の推移と将来推計.....	12
[2] 障害者の状況.....	16
[3] 高齢者の状況.....	17
[4] 疾病構造等の状況.....	18
[5] 生活保護の状況.....	19
[6] 市民意識・意向の状況.....	20
[7] 福祉関係経費の推移.....	23
[8] 前回計画の進ちよく評価.....	24
[9] 青梅市の地域福祉の方向性.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
[1] 基本理念.....	27
[2] 計画の基本的視点.....	29
[3] 計画の基本目標.....	30
[4] 重点課題.....	31
[5] 施策の体系.....	32
II. 各 論	33
基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援.....	35
[1] 基本方針.....	35
[2] 基本施策と具体的取組み.....	35
基本目標2 地域を支える仕組みづくり.....	40
[1] 基本方針.....	40

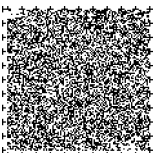


[2] 基本施策と具体的取組み	40
基本目標3 福祉のまちづくりの推進	48
[1] 基本方針	48
[2] 基本施策と具体的取組み	48
Ⅲ. 計画の推進のために	51
[1] 計画の進ちよく管理・評価	53
[2] 行財政の環境	53
[3] 各種連携・協働による地域福祉の推進	54
Ⅳ. 資料編	57
1. 計画策定の経緯	59
2. 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱	67
3. 青梅市地域福祉計画策定委員会等委員名簿	69



I . 総 論





第1章 計画策定にあたって

【1】 計画策定の目的 『福祉が充実したまち』の実現を目指して

本市では、本市の高齢者や障害者、児童育成等の施策を計画的、総合的に展開し、地域福祉の推進を図るために前回の青梅市地域福祉計画を平成20年3月に策定し、計画に従い、地域福祉活動の促進、地域福祉にかかわる人材の発掘・育成・活用、市民の立場に立った相談支援体制・権利擁護体制づくり、見守り・助け合いの支援体制づくりを重点的に推し進めてきました。その後、第6次青梅市総合長期計画が平成24年度に策定され、平成25年～34年度の計画期間において、福祉分野では「福祉が充実したまち」というまちづくりの基本方向を掲げました。このまちづくりの基本方向の実現に向け、近年の社会潮流や新たな制度、法律等への対応も含め、新たに「青梅市地域福祉計画(*1)」を策定します。

*1 社会福祉法に定める地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定された計画で、「地域における福祉サービスの適正な利用の促進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」および「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」が柱とされています。

【新たな制度や法律の動き】

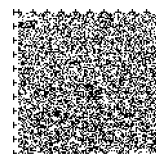
○障害者総合支援法

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となりました。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となっています。

【障害者総合支援法の概要】

1. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として新たに掲げる。



2. 障害者の範囲

難病等を加える。

3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

4. 障害者に対する支援

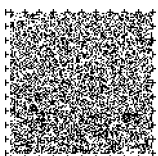
- －重度訪問介護の対象拡大
- －共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- －地域移行支援の対象拡大
- －地域生活支援事業の追加

5. サービス基盤の計画的整備

- －障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- －基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- －市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- －自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力するとともに、当事者や家族の参画を明確化

○障害者差別解消法

平成18年12月に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」は平成20年5月に発効し、日本は平成19年9月に同条約に署名しました。平成21年12月に同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うために「障がい者制度改革推進本部」を設置、同本部の下の「障がい者制度改革推進会議」（推進会議）で議論されてきました。平成22年11月から推進会議の下「差別禁止部会」で差別禁止法の検討が行われ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立しました。平成25年12月4日の参議院本会議にて条約の批准が承認されました。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定め、差別の解消を推進し、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指していきます。



○子ども・子育て支援法

本法律は、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

基本理念としては、次の3点になります。

- 1 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

○介護保険制度の見直し

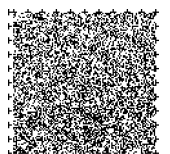
できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたいという願いをかなえるため、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して改正が重ねられてきました。「団塊の世代（1947年から1949年生まれ）」がすべて75歳以上になる2025年までの残り10年余りで、地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められています。平成27年度からの制度見直しでは、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点を基本的な考え方としています。

【介護保険制度見直しの概要】

I サービス提供体制の見直し

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- －在宅医療・介護連携の推進
- －認知症施策の推進
- －地域ケア会議の推進
- －生活支援サービスの充実・強化
- －介護予防の推進
- －地域包括支援センターの機能強化



2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
3. 在宅サービスの見直し
4. 施設サービス等の見直し
5. 介護人材の確保
6. 介護サービス情報公表制度の見直し

II 費用負担の見直し

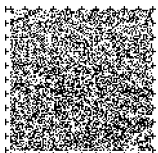
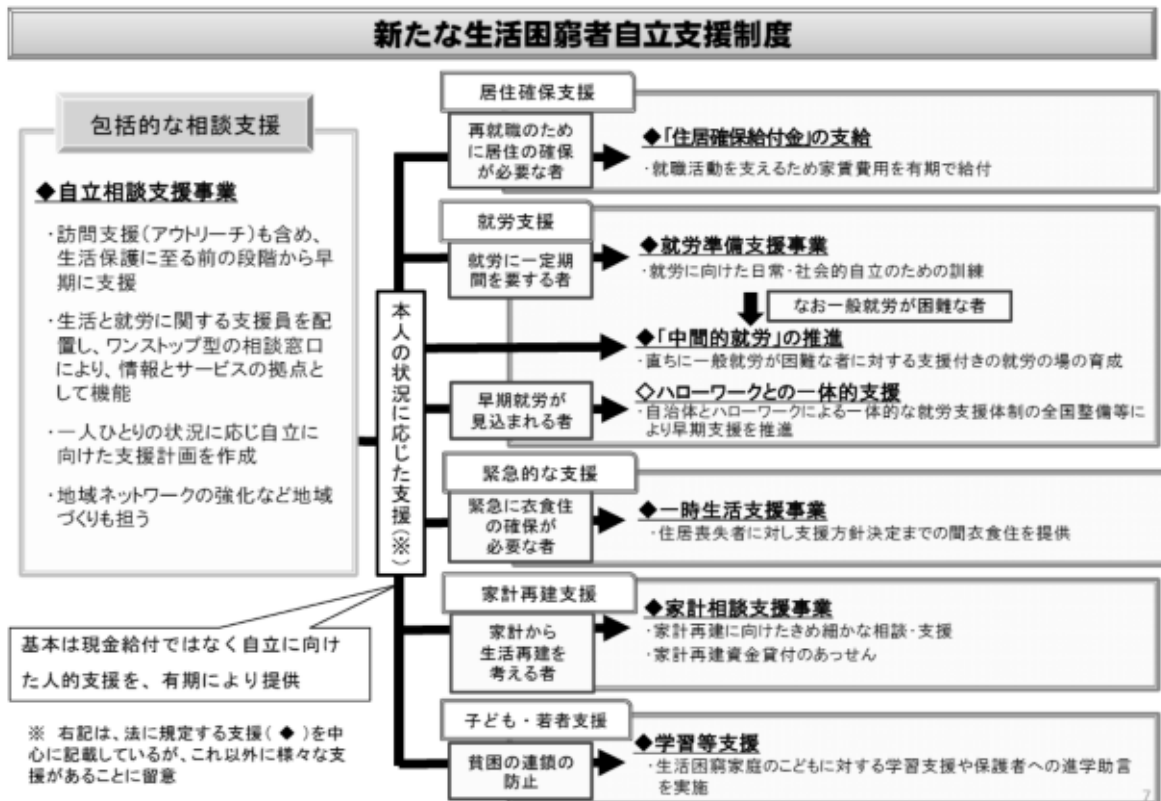
1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等
2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し
3. 補足給付の見直し（資産等の勘案）
4. 介護納付金の総報酬割

※介護保険制度の見直しに関する意見（平成25年12月 社会保障審議会介護保険部会）より

○生活困窮者自立支援制度

本制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるものです。平成27年4月1日から施行の新たな生活困窮者支援制度では、包括的な相談支援として、福祉事務所設置自治体は「自立相談支援事業」を実施し、相談を介して、包括的・継続的な支援により、生活困窮状態からの早期自立を目指します。

< 国の示すイメージ（平成25年12月、厚生労働省資料より抜粋） >



○二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））

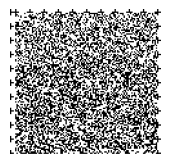
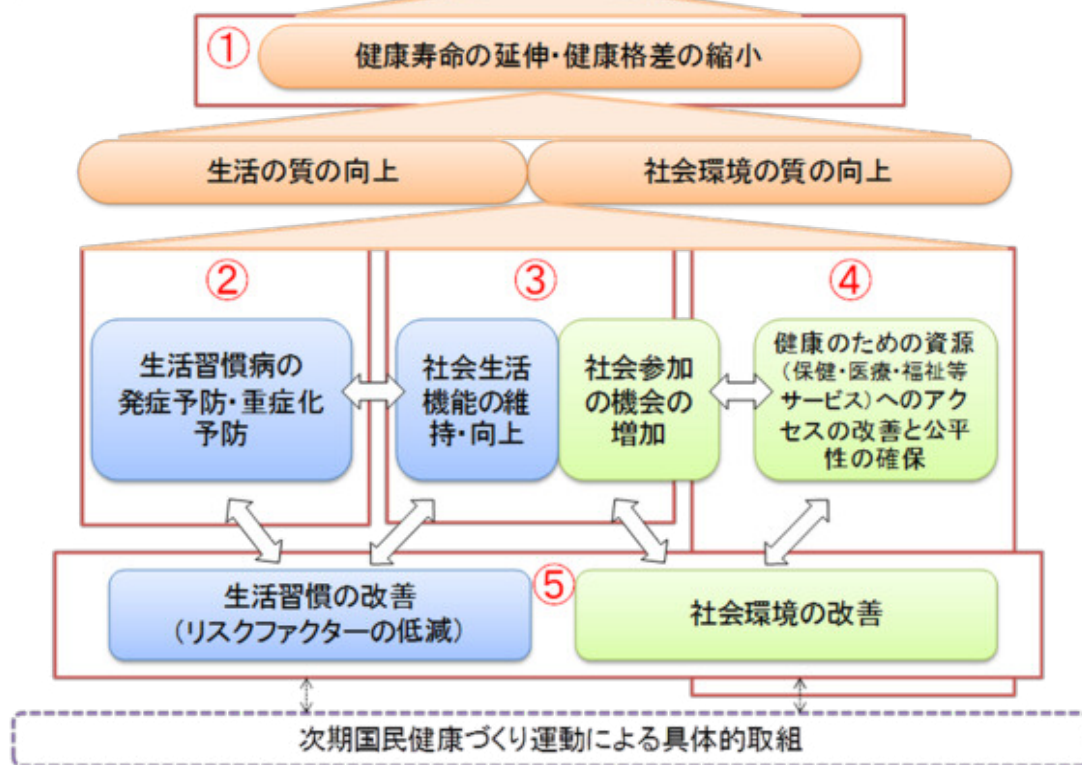
国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標としています（平成25年度から平成34年度の10年間）。

国民の健康の増進の推進に関する基本的な5つの方向

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）
- 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

健康日本21（第2次）の概念

全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現



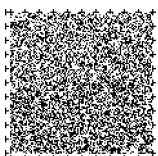
[2] 計画の位置づけ

社会保障と税の一体改革が進められるとともに、障害者基本法の改正（平成23年）、障害者総合支援法の成立（平成24年、平成25年施行）、介護保険法の改正（平成24年）、子ども・子育て関連3法の成立（平成24年、平成27年施行）など、社会福祉制度が大きく変化しており、こうした環境変化を地域福祉計画に反映させていく必要があります。

本計画は、「青梅市総合長期計画」を上位計画とし、また、まちづくりの基本方向の1つである「福祉が充実したまち」の実現に向けた計画として位置付けられます。さらに、地域福祉を推進していく上で、個別分野で共通する部分、相談支援・情報提供、福祉人材の育成、地域の社会資源の有効活用、地域での支え合い・見守り体制づくり、生活困窮者への支援という基本的な方向を示していきます。

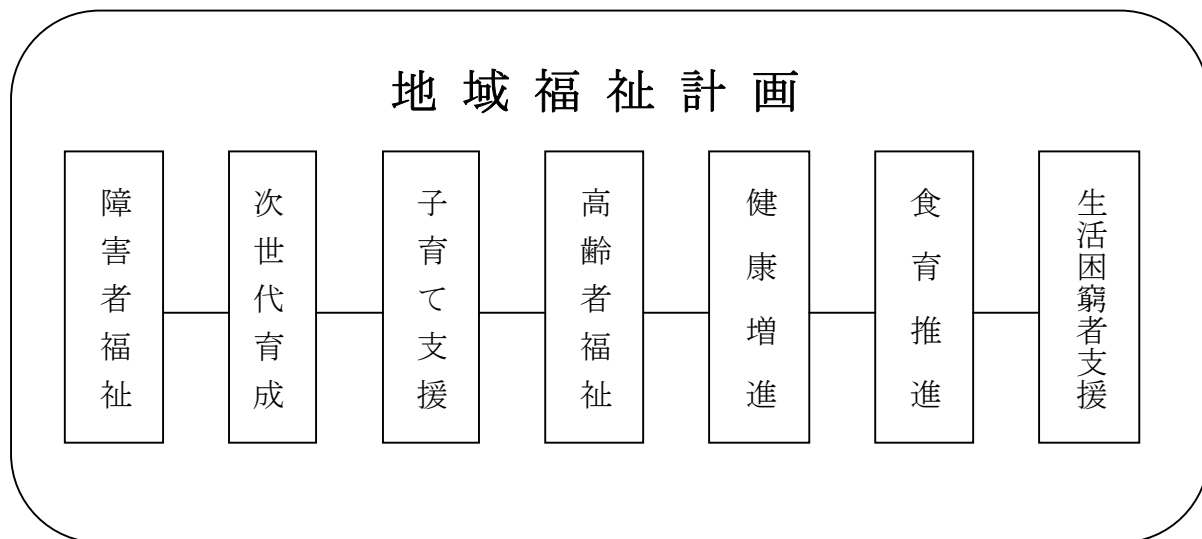
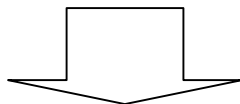
現在、本市で策定している保健福祉にかかる計画は、「青梅市次世代育成支援地域行動計画」、「青梅市障害者計画・青梅市障害福祉計画」、「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」、「青梅市健康増進計画」、「青梅市食育推進計画」があり、これらの個別計画との整合を図っています。

一方、「青梅市地域福祉活動計画」は、青梅市社会福祉協議会が市民や様々な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるためにつくる計画であり、「青梅市地域福祉計画」と相互に補完・連携するものとなっています。

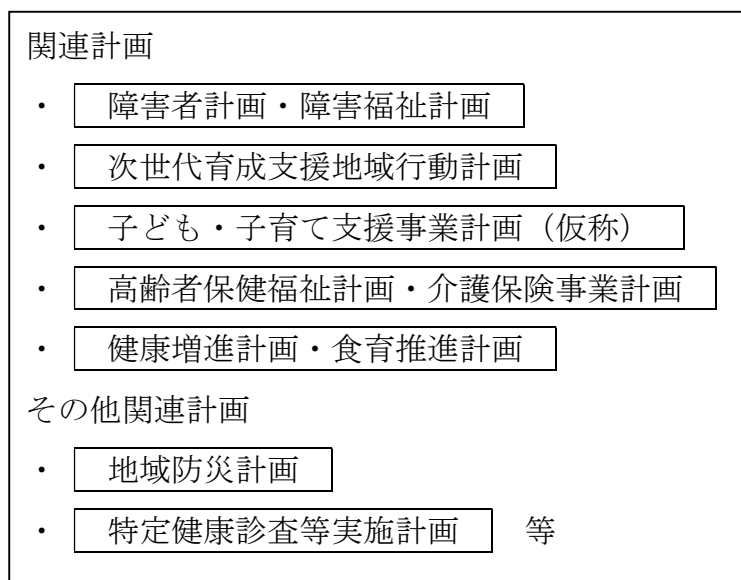


■計画の位置づけ■

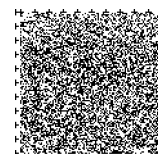
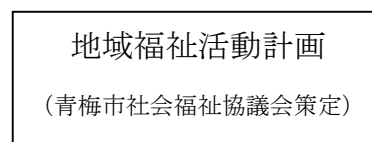
総合長期計画



連携

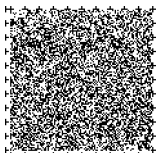


連携



■ 関連計画の計画期間（平成25年度現在） ■

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
第5次	第6次青梅市総合長期計画 基本構想・基本計画 (平成25年度～34年度)						
前回 計画	青梅市地域福祉計画 (平成26年度～30年度)						
青梅市障害者計画(3期) 青梅市障害福祉計画(3期) (平成24年度～26年度)	青梅市障害者計画(4期) (平成27年度～31年度)			青梅市障害福祉計画(5期) (平成30年度～32年度)			
	青梅市障害福祉計画(4期) (平成27年度～29年度)						
青梅市次世代育成支援 地域行動計画(後期) (平成22年度～26年度)	青梅市子ども・子育て支援事業計画(仮称) (平成27年度～31年度)						
青梅市高齢者保健福祉計画 (第5期) 青梅市介護保険事業計画 (第5期) (平成24年度～26年度)	青梅市高齢者保健福祉計画 (第6期) 青梅市介護保険事業計画 (第6期) (平成27年度～29年度)			青梅市高齢者保健福祉計画 (第7期) 青梅市介護保険事業計画 (第7期) (平成30年度～32年)			
青梅市健康増進計画 (平成22年度～26年度)	青梅市健康増進計画 (平成27年度～31年度)						
青梅市食育推進計画 (平成22年度～26年度)	青梅市食育推進計画 (平成27年度～31年度)						
第四次地域福祉活動計画 (青梅市社会福祉協議会) (平成23年度～27年度)	第五次地域福祉活動計画 (青梅市社会福祉協議会) (平成28年度～32年度)						



[3] 計画期間

計画期間は平成26年度から30年度の5か年とします。ただし、社会情勢の大きな変化など、必要に応じて本計画を見直すこととします。

[4] 計画策定の実施体制等

1 青梅市地域福祉計画策定委員会の設置

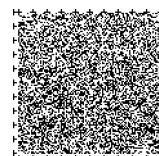
青梅市地域福祉計画の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、健康福祉部長、市民部長、子ども家庭部長、企画調整課長、防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、総務課長の13人で構成する「青梅市地域福祉計画策定委員会」および「青梅市地域福祉計画策定委員会部会」を設置し、計画の策定に関して必要な事項を検討しました。

2 地域福祉計画への市民意見の反映

関係機関へのヒアリング、パブリックコメントの実施等により、活動団体や住民等の意見を計画に反映しました。

3 計画の策定および公表等

委員会からの「青梅市地域福祉計画（原案）」の報告を受け、「青梅市地域福祉計画」を策定し、議会および市民等に公表します。



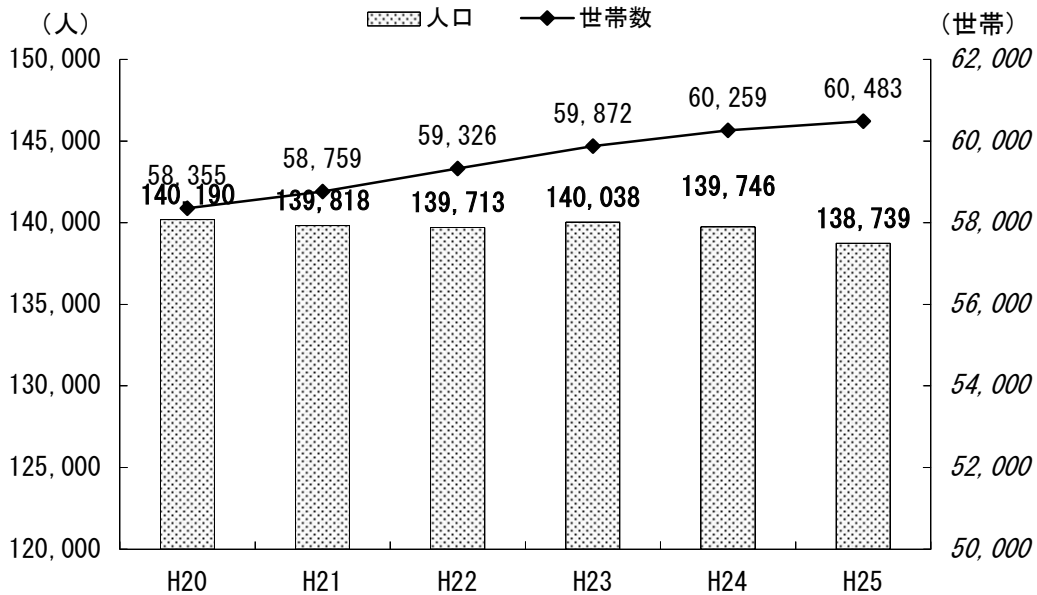
第2章 青梅市の福祉を取り巻く環境

[1] 人口、世帯数の推移と将来推計

1 総人口・世帯数、世帯構成の推移

総人口は平成23年度に対前年で増加しましたが、その後は減少傾向が続いています。世帯構成は、核家族と非親族世帯が増加しています。

■ 青梅市の人口・世帯数の推移 ■



住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年1月1日）

資料：青梅市の統計

■ 青梅市の世帯構成の推移 ■

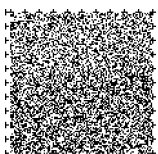
（単位：世帯）

年次	総数	親族世帯			非親族世帯	単独世帯
		計	核家族	その他の親族世帯		
昭和40	13,155					
45	16,389	15,247	10,971	4,276	37	1,105
50	21,701	20,027	15,394	4,633	30	1,644
55	25,815	23,415	18,465	4,950	36	2,364
60	31,938	26,337	21,197	5,140	60	5,541
平成2年	38,922	30,434	25,146	5,288	96	8,392
7	45,181	34,476	29,129	5,347	167	10,538
12	49,180	36,670	31,796	4,874	202	12,308
17	52,090	37,356	32,804	4,552	263	14,471
22	52,352	37,581	33,386	4,195	437	14,333

資料：総務省統計局（国勢調査報告）

注：昭和55年以前は普通世帯であり、間借り、下宿、会社などの独身寮に住む単身者は含まない

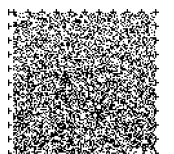
注：総数は不詳を含む



■地区別の人口・世帯の状況■

地区別	人口 (人)	人口構成				世帯数 (世帯)	
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	高齢化率 (%)	1世帯当 たり人員	
青梅	11,516	1,057	7,070	3,389	29.4%	5,032	2.29
長淵	21,944	2,798	13,939	5,207	23.7%	9,258	2.37
大門	20,577	3,119	13,336	4,121	20.0%	8,546	2.41
梅郷	11,021	1,344	6,709	2,968	26.9%	4,405	2.50
沢井	3,737	337	2,101	1,299	34.8%	1,568	2.38
小曾木	4,336	294	2,119	1,923	44.3%	2,277	1.90
成木	2,187	114	1,099	974	44.5%	1,127	1.94
東青梅	16,221	1,637	10,600	3,984	24.6%	7,662	2.12
新町	19,831	3,189	13,819	2,823	14.2%	8,298	2.39
河辺	16,073	1,878	10,870	3,325	20.7%	7,573	2.12
今井	11,296	1,622	6,939	2,735	24.2%	4,737	2.38
合計	138,739	17,389	88,601	32,748	23.6%	60,483	2.29

※人口・世帯数：平成25年1月1日現在



2 将来人口

第6次青梅市総合長期計画において推計した将来人口によれば、平成34年度の全人口は平成22年度に対して約4%減少し、内訳では年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口のみ増加することになります。高齢化率は32.5%、約3人に1人が65歳以上の高齢者となります。

地区別においても、梅郷地区と新町地区を除き、他の全ての地区で減少しています。

■年齢3区分別の推計人口■

(単位：人、%)

区 分	平成22年		推計人口(平成34年)	
	人口	割合	人口	割合
年少人口(0~14歳)	17,992	12.9	15,006	11.2
生産年齢人口(15~64歳)	88,933	63.9	75,606	56.3
老年人口(65歳以上)	32,250	23.2	43,632	32.5
合 計	139,339	100.0	134,244	100.0

※平成22年は国勢調査の結果で、合計及び割合には年齢不詳者を含んでいます。

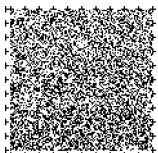
■地区別人口および世帯数の推移予測■

(単位：世帯数、人)

地区	年	平成24年		平成29年		平成34年	
		世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
青 梅		5,029	11,535	5,041	10,704	5,023	9,844
長 淵		9,244	21,965	8,709	20,610	8,286	19,341
大 門		8,560	20,616	8,815	20,837	8,974	20,816
梅 郷		4,395	11,027	4,466	11,221	4,505	11,144
沢 井		1,565	3,750	1,486	3,467	1,371	3,136
小曾木		2,283	4,352	2,184	4,020	2,054	3,711
成 木		1,127	2,211	1,123	1,995	1,083	1,767
東青梅		7,657	16,238	7,887	15,481	8,022	14,661
新 町		8,220	19,693	9,142	21,671	9,689	22,815
河 辺		7,570	16,103	7,876	16,241	8,114	16,035
今 井		4,713	11,247	4,775	11,184	4,870	10,958
合 計		60,363	138,737	61,504	137,431	61,991	134,228

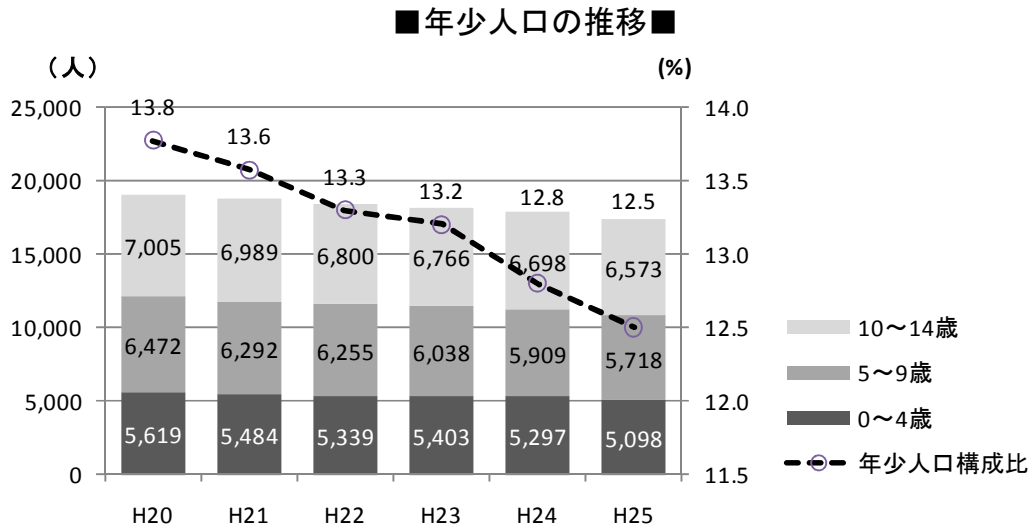
資料：青梅市総合長期計画より引用

※年齢不詳者の処理の関係で合計は一致しない



3 年少人口の推移

年少人口はどの年齢階層とも減少傾向にあります。総人口に占める割合は、平成25年度で12.5%と毎年減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

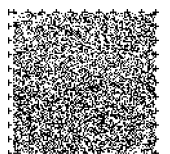
4 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、社会増減は平成19年より毎年プラスで推移していましたが、平成24年に274人減となりました。自然増減は平成15年以降、出生を死亡が上回る状況が続いており、平成24年で600人減となりました。

■人口動態の推移■

(単位：人)

年次	転入	転出	社会増減	出生	死亡	自然増減
平成12年	5569	5,676	107	1,358	1,260	76
13	5682	5,266	416	1,281	1,228	53
14	5586	5,513	73	1,252	1,214	38
15	5419	5,424	△5	1,204	1,281	△77
16	5690	5,191	499	1,230	1,267	△37
17	5,355	5,148	207	1,083	1,338	△255
18	4,783	5,052	△269	1,105	1,321	△216
19	4,886	4,854	32	1,076	1,395	△319
20	4,765	4,735	30	1,049	1,422	△373
21	4,888	4,491	397	1,054	1,529	△475
22	4,883	4,262	621	977	1,411	△434
23	4,613	4,315	298	906	1,463	△557
24	4,450	4,724	△274	944	1,544	



[2] 障害者の状況

1 障害者数の推移

身体障害者、知的障害者、精神障害者とも、増加傾向にあります。

■身体障害者数および知的障害者数の推移■

(単位：人)

年度	総数						知的障害者
		肢体不自由	聴覚・平衡 機能障害	視覚障害	音声・言語 障害そしゃく	呼吸器等内 部疾患	
平成 19 年	4,022	2,118	342	479	32	1,051	702
20	4,111	2,166	335	474	32	1,104	724
21	4,233	2,247	344	479	35	1,128	772
22	4,265	2,234	338	476	39	1,178	795
23	4,332	2,259	346	474	39	1,214	833
24	4,399	2,274	346	481	38	1,260	866

※上記人数は障害者手帳交付数

資料：行政報告書の数値

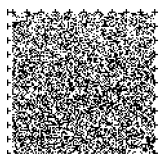
■精神障害者数の推移■

(単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
精神障害者	703	701	691	697	828	954

※上記人数は精神障害者保健福祉手帳交付数

資料：障がい者福祉課

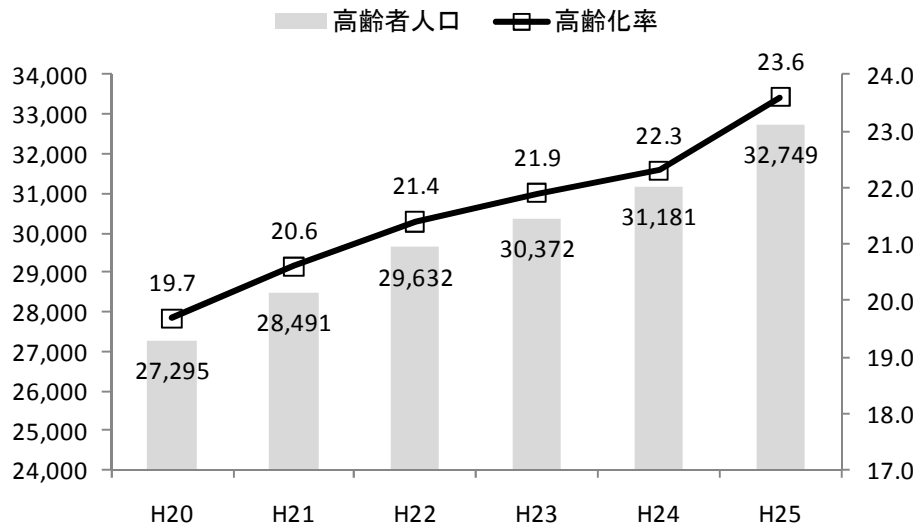


[3] 高齢者の状況

1 高齢者人口の推移

高齢者人口は増加傾向にあり、平成25年度で対前年に比べ1,568人増となりました。

■高齢者人口の推移■

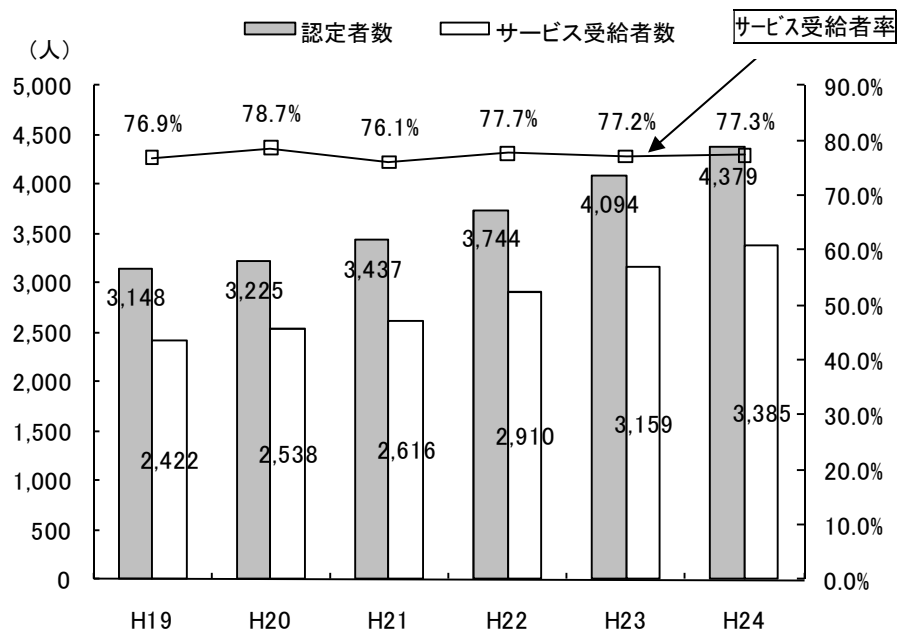


資料：青梅市の統計（住民基本台帳、各年1月1日現在）

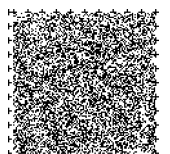
2 要支援・要介護認定者数、サービス利用者数の推移

要介護認定者数は増加傾向にあり、サービス受給者数も同様に増加しています。

■認定者数およびサービス受給者数の推移■



資料：第5期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画より引用（各年9月末現在）

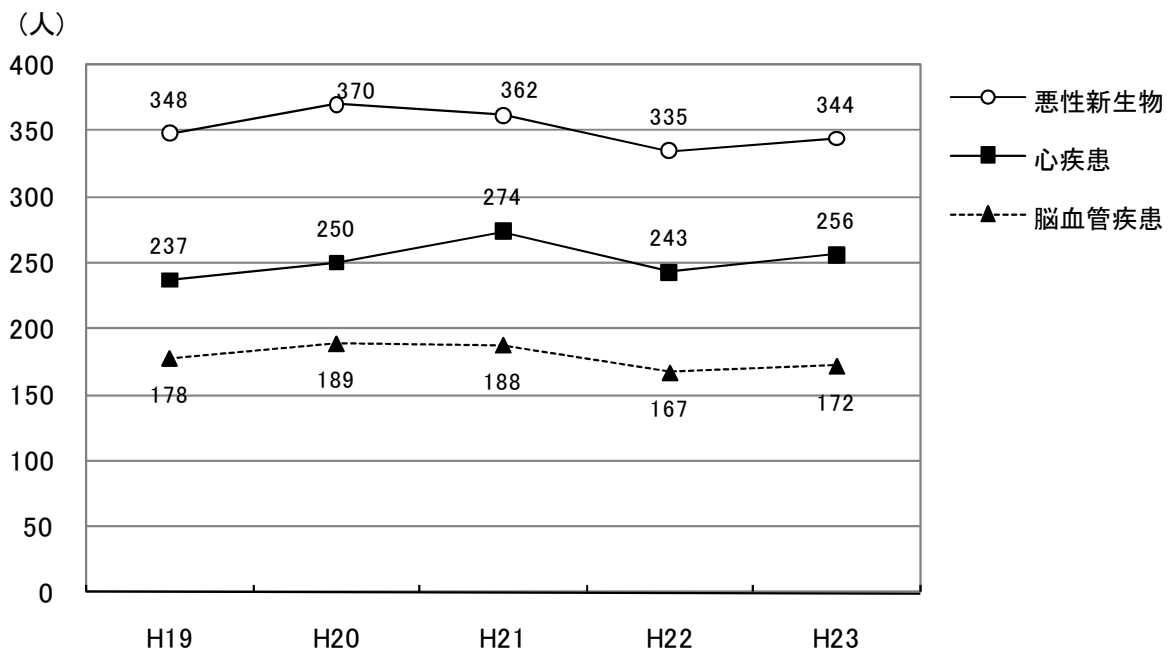


[4] 疾病構造等の状況

1 疾病構造の推移

主な死因別死亡者数の推移をみると、悪性新生物による死亡者は350人前後、心疾患は250人前後、脳血管疾患は180人前後で推移しています。生活習慣病に関連する疾病による死亡の割合が上位を占めています。

■主な死因別死亡者数の推移■



資料：西多摩保健所

2 給付費の推移

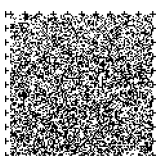
給付費の推移をみると、国民健康保険給付費は、療養給付費、高額療養費とも増加傾向にあります。

■国民健康保険給付費の推移■

(単位：千円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
療養給付費	9,224,917	9,718,089	9,879,188	10,119,877	11,011,964	11,208,616
高額療養費	656,806	714,684	796,935	793,189	939,528	974,506

資料：青梅市の統計



[5] 生活保護の状況

1 生活保護世帯数の推移

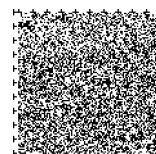
生活保護世帯数および保護率とも毎年増加傾向にあります。

■生活保護世帯・人員および保護率の推移■

年度	世帯数		人員		保護率 (%)
	延べ世帯数	月平均	延べ人員	月平均	
平成19年	12,280	1,023	16,866	1,405.5	10.0
20	12,870	1,073	17,494	1,457.8	10.4
21	14,488	1,207	20,253	1,687.8	12.1
22	16,426	1,369	23,245	1,937.1	13.8
23	18,431	1,536	26,261	2,188.4	15.6
24	20,487	1,707	29,497	2,458.1	17.7

注：保護率は月平均人員と各年度10月1日の人口による

資料：青梅市の統計



[6] 市民意識・意向の状況

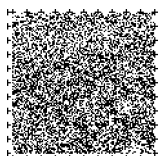
1 重点的に取り組むべき施策（上位5位）

20～30代は子育て支援、40代は地域医療・救急医療体制、50代以上は高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実が高くなっています。年代により上位の施策が異なります。

■重点的に取り組むべき施策（全体、性別、年齢別）■

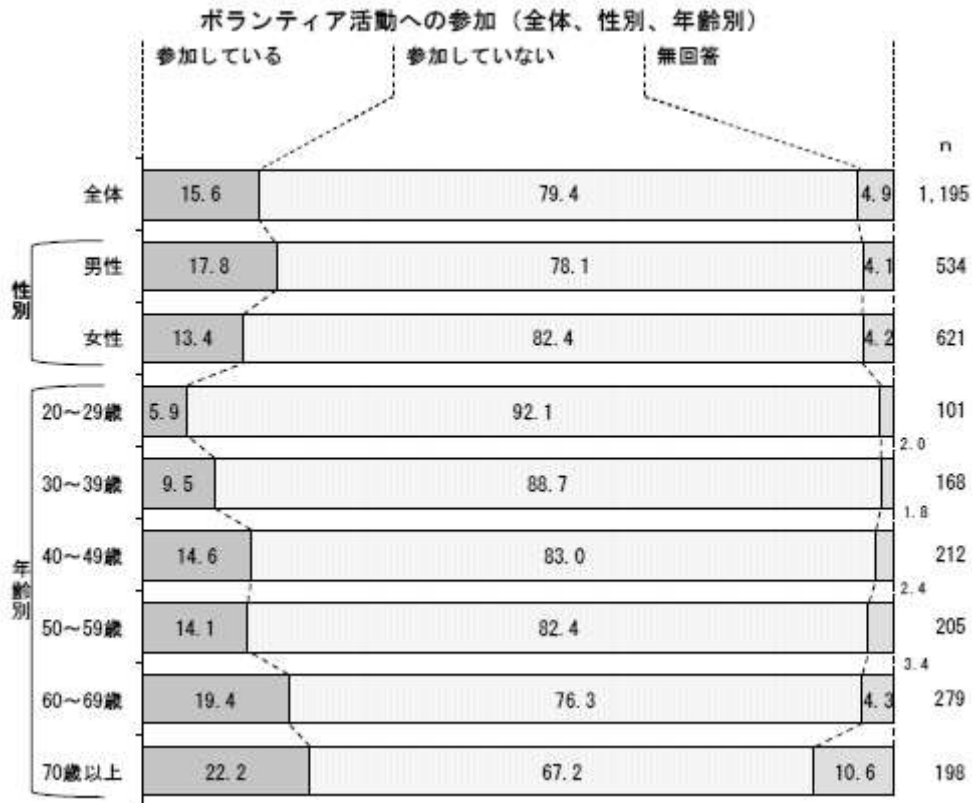
		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体		高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 46.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 38.7	自然と調和した美しいまちづくりに努める 28.8	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる／鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 22.8	
性別	男性	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 44.0	地域医療・救急医療体制の充実を図る 36.5	自然と調和した美しいまちづくりに努める 32.6	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 21.9	自然環境の保全・回復に力を入れる 21.0
	女性	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 49.4	地域医療・救急医療体制の充実を図る 40.9	自然と調和した美しいまちづくりに努める 26.1	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 25.1	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 23.8
年齢	20～29歳	子育て支援策を充実する 33.7	自然と調和した美しいまちづくりに努める 31.7	子どもが楽しく学べる学校をつくる／鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 26.7		交通安全・防犯対策を進める 24.8
	30～39歳	子育て支援策を充実する 47.0	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 35.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 35.1	自然と調和した美しいまちづくりに努める 30.4	交通安全・防犯対策を進める／子どもが楽しく学べる学校をつくる 28.0
	40～49歳	地域医療・救急医療体制の充実を図る 39.6	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 35.4	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 29.2	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 26.4	自然と調和した美しいまちづくりに努める 25.9
	50～59歳	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 52.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 48.8	自然と調和した美しいまちづくりに努める 31.2	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 23.9	防火・防災体制の充実を図る 21.0
	60～69歳	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 58.4	地域医療・救急医療体制の充実を図る 43.4	自然と調和した美しいまちづくりに努める 25.8	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 25.1	防火・防災体制の充実を図る 22.6
	70歳以上	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 60.6	地域医療・救急医療体制の充実を図る 34.3	自然と調和した美しいまちづくりに努める 32.3	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 24.7	災害に備え、中小河川の整備を進める／防火・防災体制の充実を図る 21.2

資料：「第28回市政総合世論調査」報告書（平成23年）（以下、同じ）

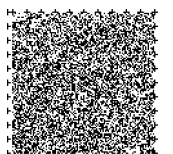
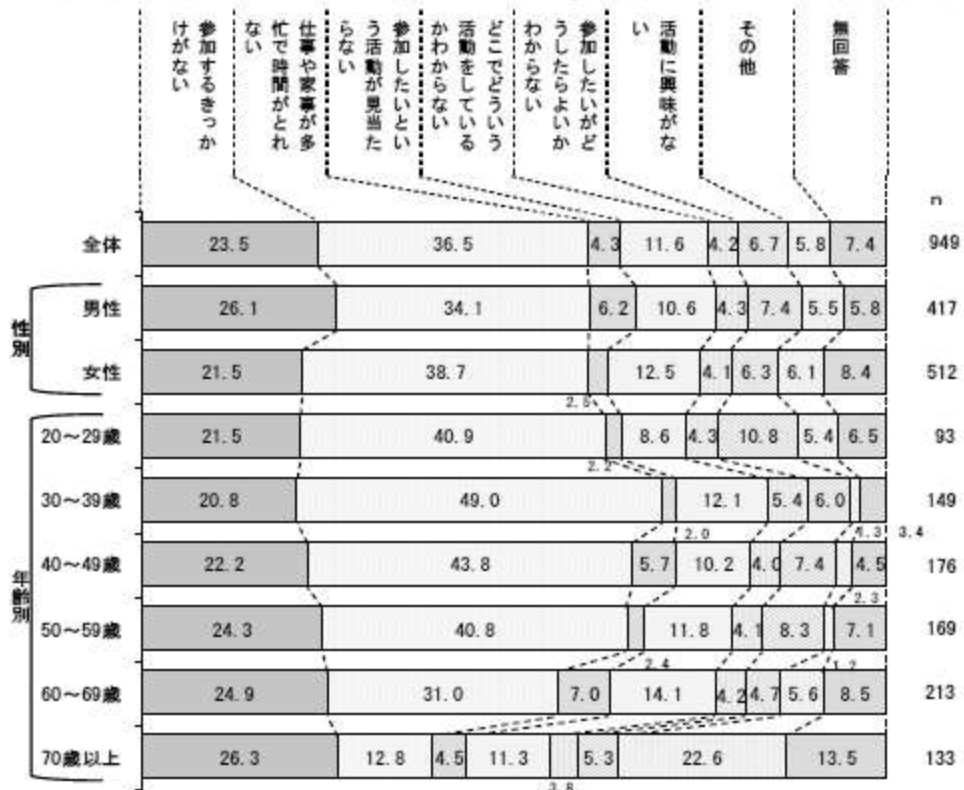


2 ボランティア活動の参加状況

ボランティア活動の参加割合は全体で1割台半ばと低調だが、年齢が上がるとともに、参加割合も増加傾向にあります。また、参加しない理由として、多忙が最も高いが、次いできっかけがないこと、活動内容の情報不足と続いています。

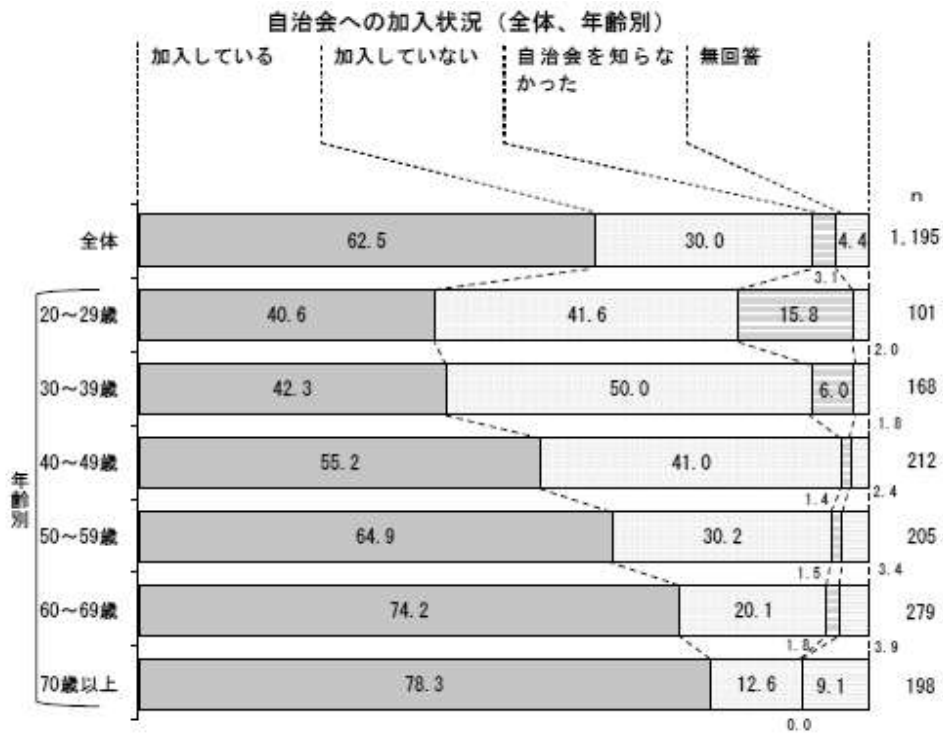


ボランティア活動に参加しない理由（「参加していない」と回答した人のみ・全体、性別、年齢別）



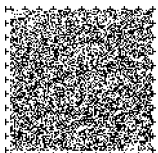
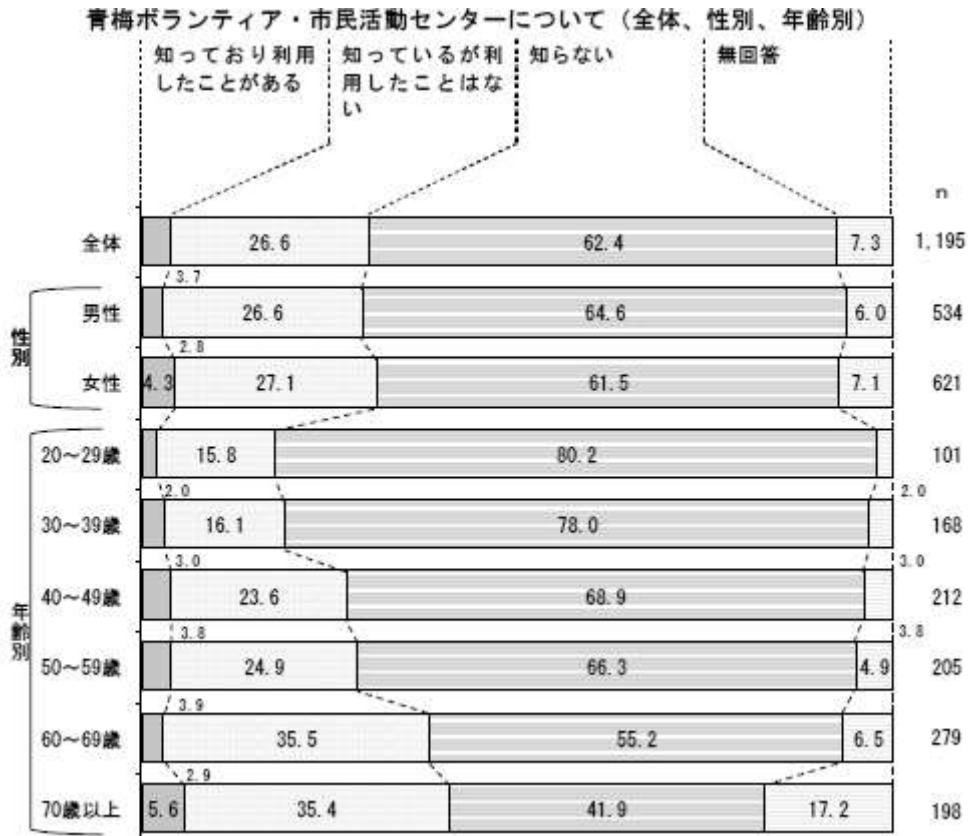
3 自治会への加入状況

自治会に「加入している」との回答は20・30代で4割強、40代で5割を超えています。



4 青梅ボランティア・市民活動センターの周知度

「知らない」が全体で6割強、年齢が上がるほど、周知度も増加傾向にあります。



[7] 福祉関係経費の推移

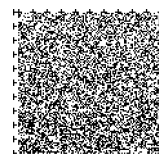
福祉関係費の推移を見ると、平成24年度の一般会計の規模は49,711百万余円と、前年度より減少はしましたが、平成15年度の約2割増となっています。民生費は21,209百万余円と、平成15年度の約1.5倍で、平成24年度の一般会計に占める割合は4割を超えています。平成15年度と平成24年度を比べると、生活保護費が約1.9倍と大きく増加しています。

■福祉関係経費の推移■

単位：百万円

年度別決算額の推移											
科目	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
一般会計	41,136	44,096	41,210	41,689	46,936	43,750	49,718	56,070	49,636	49,711	
	(100)	(107.2)	(100.2)	(101.3)	(114.1)	(106.4)	(120.9)	(136.3)	(120.7)	(120.8)	
	民生費	13,714	14,243	14,840	15,125	15,991	16,141	17,167	21,081	20,825	21,209
		(100)	(103.9)	(108.2)	(110.3)	(116.6)	(117.7)	(125.2)	(153.7)	(151.9)	(154.7)
	社会福祉費	5,073	5,115	5,411	5,288	5,889	5,941	6,305	8,090	7,241	7,612
		(100)	(100.8)	(106.7)	(104.2)	(116.1)	(117.1)	(124.3)	(159.5)	(142.7)	(150.0)
	児童福祉費	6,294	6,537	6,679	6,986	7,247	7,313	7,567	9,275	9,512	9,262
		(100)	(103.9)	(106.1)	(111.0)	(115.1)	(116.2)	(120.2)	(147.4)	(151.1)	(147.2)
	生活保護費	2,307	2,548	2,708	2,805	2,817	2,850	3,259	3,681	4,037	4,302
		(100)	(110.5)	(117.4)	(121.6)	(122.1)	(123.6)	(141.3)	(159.6)	(175.0)	(186.5)
	国民年金事務費	40	41	42	46	38	37	36	35	35	33
		(100)	(104.3)	(105.5)	(115.0)	(95.6)	(93.1)	(90.6)	(88.1)	(88.1)	(83.0)
特別会計 介護保険	4,312	4,605	4,671	4,779	5,054	5,266	5,381	5,900	6,259	6,742	
	(100)	(106.8)	(108.3)	(110.8)	(117.2)	(122.1)	(124.8)	(136.8)	(145.2)	(156.4)	

※カッコ()は、平成15年度を100とした各年度を指標表示したもの



[8] 前回計画の進ちよく評価

1 地域を支える人材育成・活動促進

施策として、「市民への意識啓発」、「交流・ふれあいづくりの促進」、「地域保健福祉活動の促進」および「保健福祉にかかわる人材の発掘・育成・活用」を進めることになっています。

概ね取り組んでいる状況ですが、青梅市社会福祉協議会との更なる関係強化、各種事業者への講習や研修等の情報提供、市内事業所との福祉人材についての情報交換が課題として残されています。

市民への意識啓発においては、保健福祉に関する各種制度・事業等の周知・普及、広報などによる情報伝達、計画の周知の充実に向けて、広報紙やホームページ等を利用した情報提供、様々な機会での啓発活動に努めてきました。

交流・ふれあいづくりの促進においては、交流機会づくりの充実に向けて、地域により仲間づくりなどを行っていますが、全域にまで浸透していません。

地域保健福祉活動の促進においては、活動の場、青梅市社会福祉協議会との関係強化、地域福祉活動への共同と支援の充実に向けて、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めるとともに、青梅ボランティア・市民活動センターを拠点に、地域福祉活動への協力と支援に努めてきました。

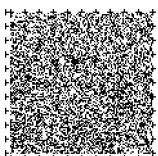
人材の発掘・育成・活用においては、地域福祉活動を支えるものとして、民生委員協力員制度の導入を図っています。

2 地域を支える仕組みづくり

施策として、「市民の立場に立った相談支援・権利擁護体制づくり」、「サービス等情報の提供」、「災害時の要援護者の支援体制づくり」、「見守り・助け合いの支援体制づくり」および「サービスの質の確保」を進めることになっています。

概ね取り組んでいる状況ですが、情報機器の活用促進、福祉・保健・医療と他分野との情報連携、見守り・助け合いのネットワークづくり、事業者への監査・指導體制の整備が課題として残されています。

市民の立場に立った相談支援・権利擁護体制づくりにおいては、福祉総合相談体制に向けて、職員間の情報共有に努めるとともに、青梅市社会福祉協議会に委託して「成年後見活用あんしん創造事業」の実施、虐待等の防止に向けたマニュアル等の作成と見直し、地域の要援護者のニーズ把握に努めてきました。



サービス等情報の提供においては、事業者情報の公開制度の周知に努めました。しかし、情報機器の活用促進、他分野との連携・情報交換の推進についての取組が今後の課題となります。

見守り・助け合いの支援体制づくりにおいては、青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等とのネットワークづくりの推進が今後の課題となります。

サービスの質の確保においては、福祉サービス第三者評価の普及啓発では、補助金等を活用し、評価制度の促進に努めてきました。

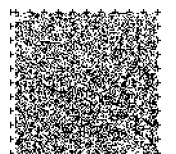
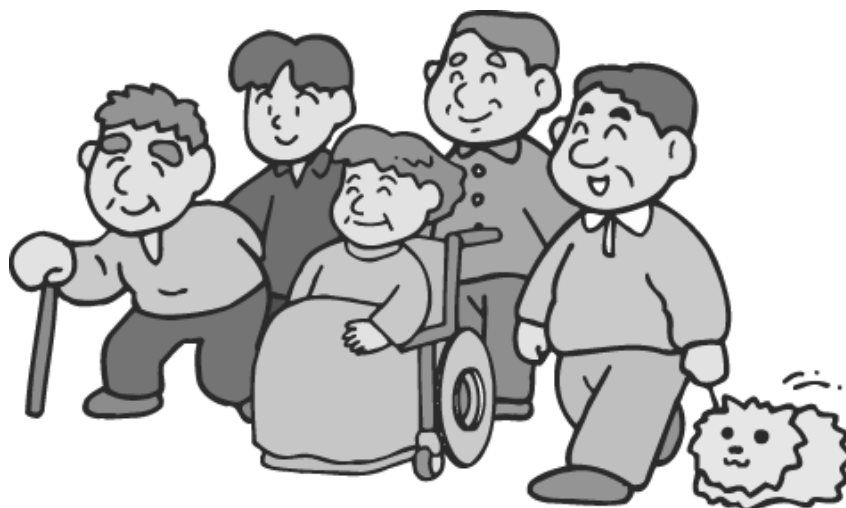
3 福祉のまちづくりの推進

施策として、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」および「安全・安心のまちづくりを推進」することになっています。

概ね取り組んでいる状況ですが、見守り・助け合いのネットワークづくりの推進が課題として残されています。

ユニバーサルデザインによるまちづくりにおいては、東京都福祉のまちづくり条例や青梅市福祉のまちづくり整備要綱にもとづき指導等を実施している他、住まいのバリアフリー化では介護保険制度を利用した住宅改修の相談などに努めました。市内バリアフリー化情報としては、改訂した福祉マップを配付し、情報提供を行いました。

安全・安心のまちづくりの推進においては、関係機関と協力し、町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めました。ただし、青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等を含めたネットワークづくりのより一層の推進が今後の課題となります。



[9] 青梅市の地域福祉の方向性

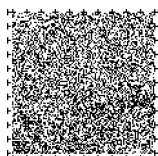
10年後の本市の人口構成を見据えて地域福祉を考えていく必要があります。

少子高齢社会が進む中、本市では、平成34年に約3人に1人が高齢者という超高齢社会がすぐ先に迫っています。日常生活を営む上で支援を必要とする方が増えていく中、元気な高齢者も同様に増えていきます。平成37年の団塊の世代すべてが75歳以上に達する社会に対応すべく、高齢者や障害者、子どもなどの社会的立場の弱い方を含め、すべての市民がお互いに認め合い、支え合うことのできる「地域づくり」、「人づくり」が求められています。

本市の地区の状況を見ると、ほとんどの地区で、地域住民の関係性の希薄化等の影響から従来の地域のつながりが弱まり、自治会への加入率の低下や行事参加者の固定化、団体・組織の高齢化・硬直化、買い物の不便さといった状況が見受けられます。そのような中、災害時の高齢者や障害者等の支援、子どもの居場所づくり、移動の支援、団体・組織の活性化などが課題として見受けられます。

地域の課題解決に向けて、市民、事業者・団体、行政の様々な分野がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力して、住み慣れた地域での包括的・継続的な支援の仕組みづくりを構築していく必要があります。地域の課題は多様化・複雑化しつつあることから、分野別の対応を横につなげるような連携・協力の必要性、地域づくり・まちづくりといった総合的な対応の必要性、早期発見・早期対応の前段階である予防重視の必要性があります。

地域を支える「人づくり」、それをつなげる「仕組みづくり」、「地域づくり・まちづくり」を通じて、共に生きる社会の実現、また、市民一人ひとりが自己選択と自己決定にもとづき、必要な支援や社会資源等を活用しながら、住み慣れた地域で共に暮らしている地域社会の実現を目指します。



第3章 計画の基本的な考え方

[1] 基本理念

人は、健康で、心のふれあいがあり、いきいきと暮らせることを願っており、そのためには、市民が地域で自立しながら安心して暮らせるまちを目指し、自助、互助・共助、公助が適切に組み合わされ、住み慣れた地域環境の中で、市民の一人ひとりが地域社会の一員として、お互いを尊重し、支え合い・助け合えるような地域を目指していく必要があります。

本市は、103.26平方キロメートルという広い市域の中に、高齢者、障害者、子育て等の福祉拠点が点在している状況ですが、第6次青梅市総合長期計画の保健福祉分野のまちの方向である「福祉が充実したまち」を目標に、市域全体で地域福祉を進めていく観点から、市全域を1つの圏域として捉え、地域福祉計画を進めていきます。

**まちの将来像「みどりと清流、歴史と文化、
ふれあいと活力のまち 青梅
—ゆめ・うめ・おうめ—」の実現に向けて
「福祉が充実したまち」を目指す**

(参考)【青梅市総合長期計画の基本理念】青梅市が目指す10年後のまちの姿

1 基本理念

本市を取り巻く社会環境、経済動向、地域ニーズの変化に対応し、厳しい時代を乗り切っていくために3つの基本理念のもと、10年後を見通した将来像を描き、本市が進むべき方向性を定めます。

(1) 豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち

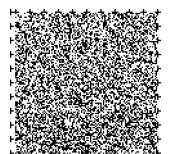
都心近郊にありながら、豊かな自然環境に恵まれた立地の特性や歴史・伝統・文化資源など本市が有する地域資源の全てを生かして、快適で文化的な暮らしができるまちを目指します。

(2) 人と人の心のふれあいがあるまち

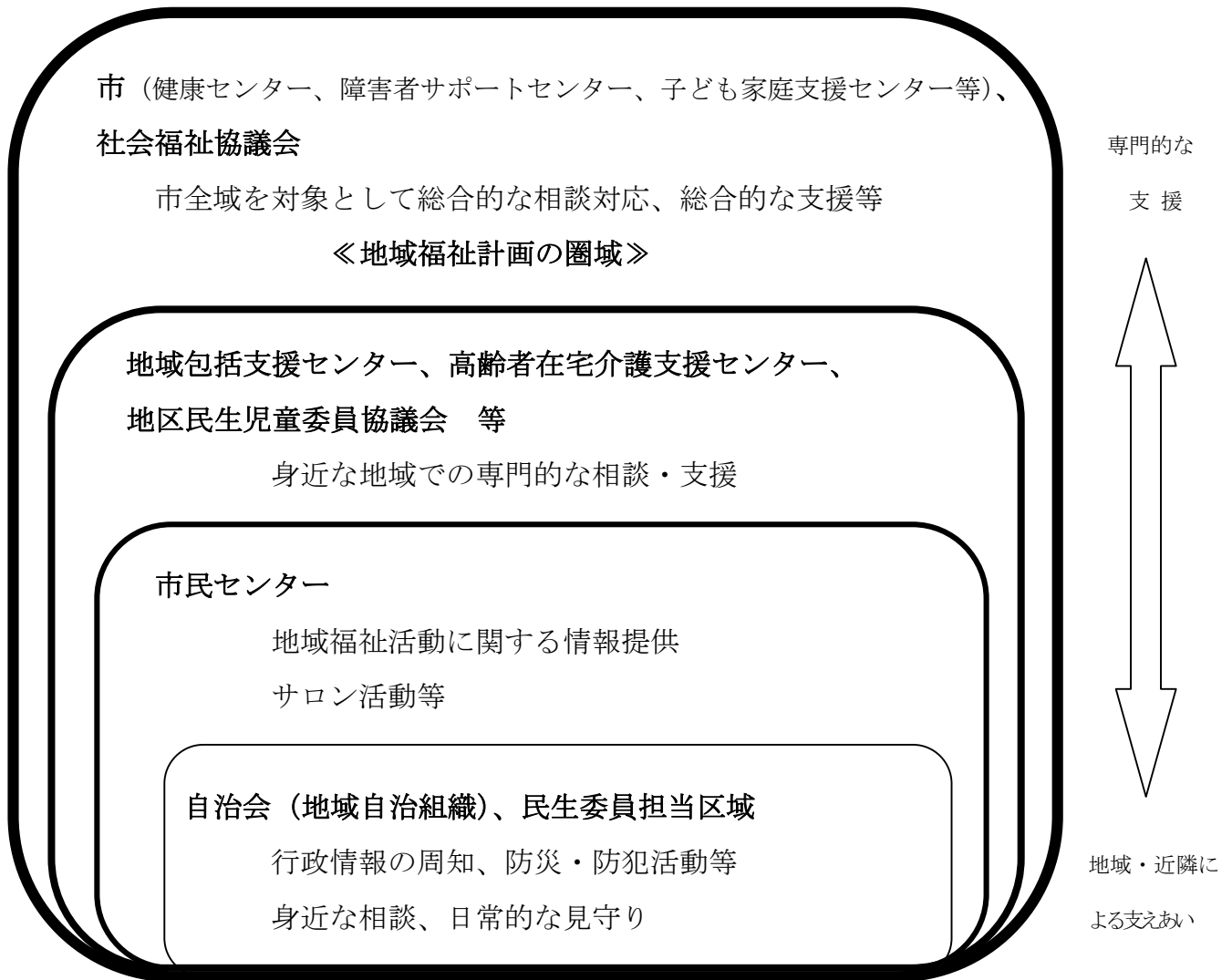
郷土に対する愛着と誇りを持ち、豊かな社会性や生きる力、新しい価値を創造する知恵や行動力を身に付け、未来を担うたくましい人材が育つ、人と人の心のふれあいがあるまちを目指します。

(3) 安全で安心して暮らせるまち

大震災を契機とする新たな課題に対応し、あらゆる世代が支え合い、健やかで安全に暮らせるよう、防災、防犯、医療、福祉など多様な分野において、市民の安全・安心のレベルアップが図られたくらしの実現を目指します。



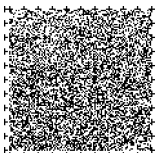
【 圏域のイメージ 】



※圏域をまたがる活動など

地域福祉の活動には、上記の圏域をまたがった活動、異なる圏域での活動を行う関係機関や団体などもあります。

民生委員・児童委員やNPOなどは、目的に合わせて、地域に密着した活動から圏域を超えた活動、独自の圏域を持って活動を行っています。



[2] 計画の基本的視点

福祉施策は、高齢者、障害者、児童と、対象ごとに策定した個別計画で具体的な施策が展開されており、今後さらに充実するものとされています。地域福祉施策を総合的に推進していくためには、計画の基本的視点を定め、共有化しておくことが大切です。第6次総合長期計画のまちのあり方の視点や地域福祉の現況から、本市の福祉施策を推進していく上で基本的視点を整理しました。

1 個人の尊厳を重視する

お互いを認め合い、尊重しあえる土壌づくりに向けて、個人の尊厳を重視していきます。

2 安全・安心を重視する

見守り、災害時要援護者対策、サービスの資質向上等を重視していきます。

3 生活の質の向上を重視する

在宅生活の継続に向け、生活の質の向上を重視していきます。

4 自助・互助・共助・公助^(*2)の適切な組合せを重視する

個人の主体性を重視しつつ、自助・互助・共助・公助の適切な組合せを重視していきます。

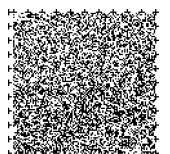
*2 「自助」… 自らを守ること。他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。

「互助・共助」… 近隣で互いに助け合うこと。

「公助」… 個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体などの公的機関が支援を行うこと。

5 地域性を重視する

地域の支え合い、地域活動の促進、地域ニーズにあった基盤整備、福祉人材の育成等、地域性を重視していきます。



[3] 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として設定します。

1 地域を支える人づくり・活動支援

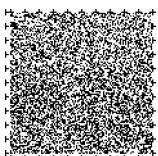
地域を支える土台は「人」です。本市では、次代を担う子どもを始め、住み慣れた地域で暮らしていくためには、すべての市民がお互いを認め合い、助け合う心が育めるよう、人づくりを進めます。また、住民の主体的な活動の活性化に向けて、活動の支援を進めます。

2 地域を支える仕組みづくり

生活や価値観が多様化する中、少子高齢化の進展等により、何らかの支援を必要とする方も増えています。また、支援を必要とする方に必要な支援をつなげるしくみも必要であり、コーディネーター的な役割が求められています。様々な支援に対応すべく、社会資源を有機的に組み合わせるなどして、支え合う地域づくりを進めます。

3 福祉のまちづくりの推進

東日本大震災、女性や子ども、障害者、高齢者といった社会的弱者を狙った犯罪等の発生で、市民の安全・安心に対する意識が以前に比べて高まっています。福祉のまちづくりの推進に、安全・安心まちづくりは欠かせません。ハード面での整備と同時に、ソフト面での充実を両輪が一体となって、福祉のまちづくりを進めます。

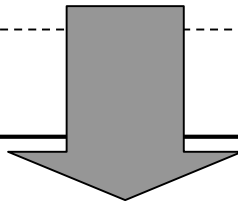


[4] 重点課題

計画期間中に特に重点的に取り組む課題として、本計画では、本市の福祉を取り巻く環境や課題として考えられる事項等を考慮し、個別計画の共通基盤となる課題として、次の5点を設定します。

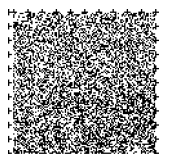
【課題として考えられる事項】

- 人口・世帯数
 - ・少子高齢社会で支える側の人数の減少、世帯当たり人員の減少
- 子ども・家庭福祉
 - ・権利擁護、子育て世帯の孤立化、地域の見守り・支え合い、交流・居場所 等
- 障害者福祉
 - ・権利擁護、地域生活移行、地域の見守り・支え合い、災害時の対応 等
- 高齢者福祉
 - ・高齢者人口の絶対数の増加、独居や夫婦世帯の増加、地域の見守り・支え合い
権利擁護、介護需要の増加、認知症高齢者の増加、地域包括ケアの構築 等
- 健康づくり
 - ・発症予防、生活習慣病予防、食育の実践
- 生活困窮者
 - ・生活保護世帯の増加、自立支援
- 市民意識・意向
 - ・世代別ニーズの把握（20～30代：子育て、40代：医療、50代～：介護予防）
 - ・ボランティア活動の参加促進（きっかけづくり、適切な情報伝達の必要性）
 - ・若年層における自治会の低調な加入割合
 - ・青梅市ボランティア・市民活動センターの周知と利用促進



★重点課題

- 1 ボランティア・地域活動の支援（互助・共助の推進、ボランティア活動の促進）
- 2 地域福祉にかかわる人材の育成・活用
- 3 市民の立場に立った相談支援体制、権利擁護体制づくり
- 4 災害時要援護者の支援体制づくり
- 5 見守り・支え合いの支援体制づくり

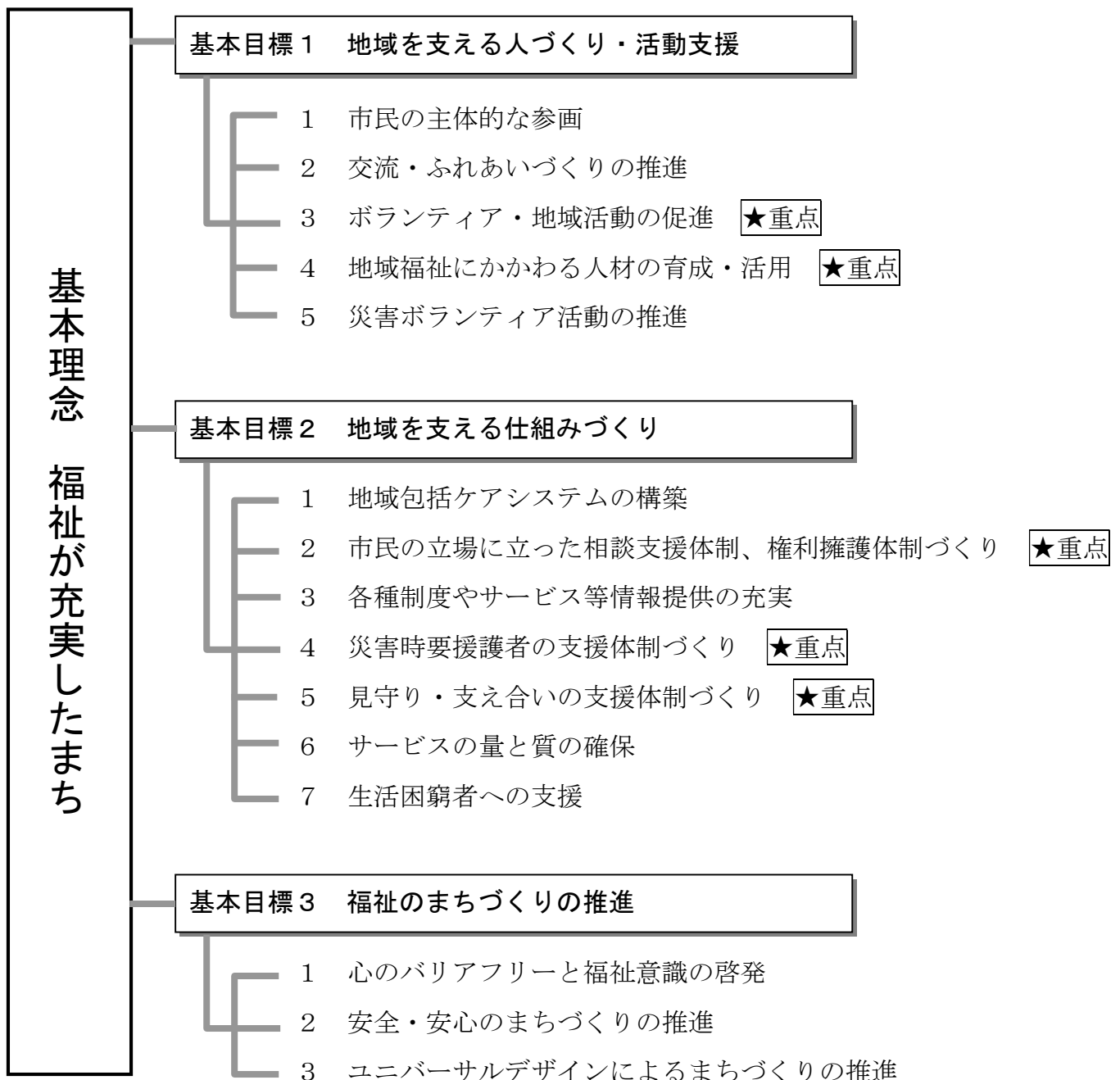


[5] 施策の体系

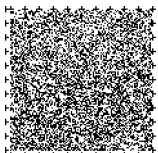
基本目標は、前回計画時の3つの柱を踏襲し、地域を支える「人」、人と人をつなげる・支える「仕組みづくり」、それを支えるソフト面とハード面の両面からの「福祉のまちづくり」を目指し、さらなる充実を図ります。

【基本的視点】

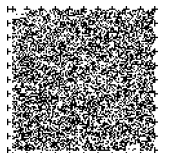
- 1 個人の尊厳を重視する
- 2 安全・安心を重視する
- 3 生活の質の向上を重視する
- 4 自助・互助・共助・公助の適切な組合せを重視する
- 5 地域性を重視する

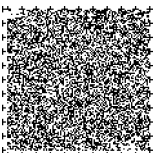


★重点：今回の計画期間での重点課題



II. 各 論





基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援

[1] 基本方針

一次予防を重視した健康づくり（予防重視）を進めるとともに、介護予防・健康づくりといった市民の主体的な活動を積極的に支援していきます。




また、市民が気軽に交流やふれあいができるよう、またボランティア・地域活動に参加できるように、各種イベントや行事、情報を通じて、誰もが参画しやすい環境づくりを進めます。次代を担う児童・生徒に対する参加の機会づくりを支援します。

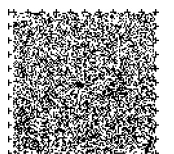
青梅市社会福祉協議会と連携・協働して、青梅ボランティア・市民活動センターを拠点に、地域を支える人づくり、ボランティア・地域活動を支援します。



[2] 基本施策と具体的取組み

1 市民の主体的な参画

自らの健康づくりや生活習慣病予防、食育推進の重要性を認識し、自ら主体的に行うとともに、周囲への声かけを通じて、仲間が集う活動へとつなげていけるよう、活動を支援していきます。



事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発を図るとともに、健康教室・健康相談等を実施します。	健康課 (社会教育課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
	こころの健康づくりの充実を図るとともに、日常生活で悩んでいる人に声をかけ、話を聴き、見守る人（ゲートキーパー）の育成に努めます。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (新規) (継続)	
疾病の早期発見、生活習慣病予防	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査受診の周知等に努めます。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	

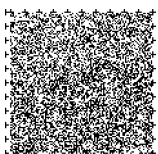


市民による食育の推進	関係機関との連携を深め、地域に根ざした食育活動が推進できるよう努めます。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
望ましい食習慣の確立支援	市民一人ひとりが自らの食に関心を持つことで、生活習慣病の予防や日常生活におけるマナーなど正しい食習慣が確立できるよう支援します。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	

2 交流・ふれあいづくりの推進






地域福祉活動へのきっかけづくりとして、交流の場への参加を促進します。また、外出を促し、人と人がふれあうことで、地域での孤立化防止につなげます。

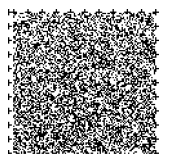
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
交流機会づくり	高齢者や障害者、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる場づくりや仲間づくりのための活動を支援します。	福祉総務課 (高齢介護課) (障がい者福祉課) (市民活動推進課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
各種交流イベントの開催	お〜ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	福祉総務課 (市民活動推進課) (健康課) (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



3 ボランティア・地域活動の促進




青梅ボランティア・市民活動センターを中心に、市民・ボランティアの協働体制をつくり、地域福祉を推進する要の役割を果たしていきます。

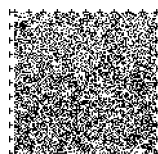
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
市民参加のボランティア活動の場の拡充等	青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターおよび地域保健福祉センターなど、ボランティア活動の場の提供と、活動場所の拡充に努めていきます。	市民活動推進課 (高齢介護課) (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
ボランティア・市民活動グループの市民への情報提供	青梅ボランティア・市民活動センターのホームページで、各種ボランティア・市民活動グループの情報提供を行っています。市民の参加の機会づくりに向けて、情報提供に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
青梅市社会福祉協会との関係強化	社協の組織強化を図るとともに、連携・協働により福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指します。	福祉総務課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	福祉総務課
	平成26年度  平成30年度 平成27年度 平成28年度 (継続) (次年度に) (一斉改選) (継続) (向け検討) (結果反映)	
市民、ボランティア団体、NPO 法人等との地域福祉活動への支援	青梅ボランティア・市民活動センターを拠点に、情報提供体制の強化、福祉ボランティアへの登録と参加促進、指導者・グループリーダーの養成とこれらの人たちの資質の向上に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



4 地域福祉にかかわる人材の育成・活用


少子高齢社会が進展する中、地域を支える人材の確保は急務です。福祉に携わる専門職の育成や研修機会の提供、資質向上に努めます。

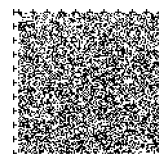
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
社会に貢献できる個人の育成	相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
講習会や各種教室の開催支援	ボランティア・市民活動団体と協働して手話講習会等を開催します。各種講習会や教室等への市民の参加を通じ、地域の保健福祉にかかわる人材の発掘・育成に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
地域福祉活動を支える民生委員協力員制度の活用	民生・児童委員の活動に協力しつつ、地域福祉活動を担う人材として期待される民生委員協力員制度を活用していきます。	福祉総務課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



5 災害ボランティア活動の推進

本市と青梅市社会福祉協議会の間で、「青梅市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」(平成24年7月4日)を締結しました。災害発生時には、多種多様なボランティアが必要となるため、青梅市地域防災計画では、市民対策部市民連絡班が青梅市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしています。

事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
青梅市災害ボランティアセンターの設置等	災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、協定にもとづき、青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営を行います。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



基本目標 2 地域を支える仕組みづくり

[1] 基本方針

地域を支える仕組みづくりとして、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、重層的なネットワークを構築していくことが必要です。相談支援を通じて包括的・継続的支援を図りつつ、分野ごとの取組み、分野の横の連携を推進していきます。

高齢福祉分野では、地域で尊厳をもって、自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業など、一体的かつ総合的に取り組んでいきます。

障害福祉分野は、青梅市障がい者サポートセンター（平成23年4月開設）や障害者虐待防止センターの相談機能等の充実を図ります。



児童福祉分野では、すべての子育て家庭を支援する地域づくりに向け、子育て相談・情報提供体制や子育て支援サービスの充実に取り組んでいきます。

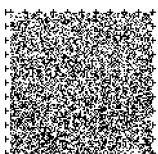
保健衛生分野では、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の発症予防・重症化予防などを図っていきます。



[2] 基本施策と具体的取組み

1 地域包括ケアシステムの構築

身近な地域で安心して尊厳ある自分らしい生活を続けていけるよう、公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。





事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	高齢介護課 (健康課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障害児保育・教育の充実を図ります。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	

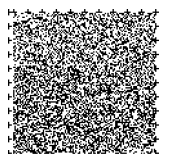










保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実していきます。	高齢介護課 健康課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
社会に貢献できる個人の育成(再掲)	相互の支え合いと秩序ある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	

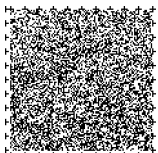
2 市民の立場に立った相談支援体制、権利擁護体制づくり

身近で気軽に相談できる場の確保に努めます。

事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
福祉総合相談体制の整備	保健福祉にかかわる職員等に、研修への参加を奨励し職員の資質向上に努めます。また、住民サービスの窓口を一階に集約しワンストップ化に努めましたが、福祉総合相談窓口の設置について、引き続き検討します。	福祉総務課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
総合相談・支援事業	高齢者の実態把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な支援を行います。地域の民生・児童委員や公的機関、専門機関等と連携を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢介護課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
相談体制の充実	障害当事者、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (充実)	
	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	子ども家庭支援課
	平成26年度  平成30年度 (充実)	









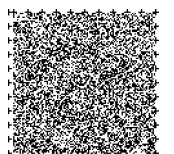
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (充実)	
成年後見制度等の周知・普及	判断能力が十分でない市民に対して、福祉サービスの適切な利用促進のため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を幅広く周知・普及していきます。	福祉総務課 (高齢介護課) (障がい者福祉課) (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (充実)	
成年後見制度の支援	成年後見制度が必要な方に対して支援を進めます。	福祉総務課 (高齢介護課) (障がい者福祉課) (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
高齢者虐待等の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	高齢介護課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	子ども家庭支援課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
障害者虐待防止の推進	障害者等の虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制を整備強化に努めます。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
要援護者のニーズ把握	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等のソーシャルワーカーや民生委員・児童委員との連携を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に引き続き努めます。	高齢介護課 (福祉総務課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



3 各種制度やサービス等情報提供の充実




保健福祉に関する各種制度や事業等の周知を図るとともに、すべての市民が情報機器を活用して、必要な情報を収集できるよう、情報提供の充実に努めます。

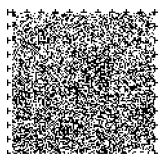
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	高齢介護課 健康課 (保険年金課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	高齢介護課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、すべての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	福祉総務課 (障がい者福祉課) (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
福祉・保健・医療と他分野との情報連携	他分野との連携・情報交換を進め、個別窓口で総合的情報提供ができるように努めます。	福祉総務課 (高齢介護課) (障がい者福祉課) (健康課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
疾病の早期発見、生活習慣病予防 (再掲)	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査の周知や受診勧奨に努めます。	健康課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



4 災害時要援護者の支援体制づくり


災害時要援護登録制度の実施促進を促し、要援護者の支援体制の確立を図ります。

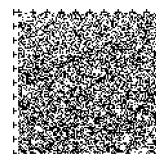
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
災害時要援護登録制度の実施	災害時要援護者登録制度を平成22年から始めており、登録された方の名簿を作成し、地域の皆さんのご理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりの整備を行っています。	防災課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (高齢介護課) (障がい者福祉課) (自主防災組織)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
災害時要援護者情報の共有と提供	登録情報は、福祉・防災部局で共有するほか、消防署、警察署、消防団、青梅市社会福祉協議会、地域の各自主防災組織、民生委員・児童委員へ個人情報保護に関する覚書を交わした上で情報提供します。	防災課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (高齢介護課) (障がい者福祉課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
災害時要援護者への支援	関係部局や関係団体等との連絡会議を開催し、災害時要援護者への支援対策や、「個別支援プラン」の作成について検討していきます。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立を図ります。	防災課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (高齢介護課) (障がい者福祉課) (自主防災組織)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



5 見守り・支え合いの支援体制づくり






障害者の家族や一人暮らし高齢者など、地域住民や組織団体等との協働により、地域での孤立化を防止し、見守り・支え合いの支援体制づくりを進めます。

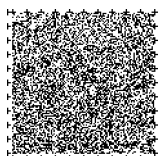
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。	福祉総務課 (高齢介護課) (社会福祉協議会) (障がい者福祉課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	




6 サービスの量と質の確保

地域生活を支える保健福祉サービスの適正な提供を進めるとともに、質の高いサービスを提供する事業者を育む土壌づくりに向けて、事業者への指導・検査体制の整備、福祉サービス第三者評価の普及促進に努めます。






事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
事業者への指導・検査体制の整備	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、各事業者への指導・検査体制については東京都と協議していきます。	福祉総務課 (高齢介護課) (障がい者福祉課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。 また、障害者関連施設および保育所についても第三者評価の受審を指導し、サービスの向上を図ります。	高齢介護課 (障がい者福祉課) (子育て推進課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう、介護サービスの基盤整備に努めます。	高齢介護課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
	障害福祉サービスの充実のため、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子ども家庭支援課 子育て推進課
	平成26年度  平成30年度 (充実)	

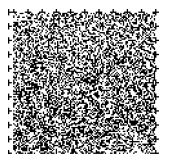


介護サービスの質の向上	サービス提供事業者のさらなる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励します。また、介護保険サービスの適正化を進めるとともに、事業者の指導実施に努めます。	高齢介護課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	

7 生活困窮者への支援

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じて包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制の構築に努めます。

事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
就労支援の実施等	労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を促進します。	生活福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
被保護者の社会的、経済的な自立への支援の強化促進	自立・就労支援のための活用すべき自立支援プログラムを活用し、支援に努めます。	生活福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
生活福祉資金等の各種制度の周知	必要最低限の生活を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、各種制度の周知を図ります。	福祉総務課 (生活福祉課) (社会福祉協議会)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
実施体制の確立と専門職員の活用	多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員等の活用を図り、実施体制の整備に努めます。	生活福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実態とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	生活福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



基本目標3 福祉のまちづくりの推進

[1] 基本方針

すべての市民が、お互いに人格や個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現に向けて、意識面と環境面の両方から福祉のまちづくりを進めていきます。




意識面では、小さいころからの交流や体験、学びなどを通じて、心のバリアフリーと福祉意識の啓発、安全・安心のネットワークづくりを進めます。

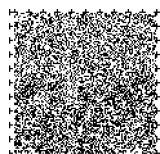
環境面としては、高齢者や障害者、子育てをする人などに配慮し、ユニバーサルデザインにもとづくまちづくりを進めます。



[2] 基本施策と具体的取組み

1 心のバリアフリーと福祉意識の啓発

市民の福祉意識の向上について啓発し、福祉に関する教育や交流を通じて、心のバリアフリー化を図ります。




事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
人権教育の推進	東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受けるとともに、市として実践・指導事例集を毎年発行し、授業の質の向上を図ってきました。今後も、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	教育委員会
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
福祉教育の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への福祉教育も推進します。	教育委員会 市民活動推進課 (福祉総務課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
ノーマライゼーション理念と福祉意識の啓発	障害のある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、ノーマライゼーション理念の理解促進に向けて、市民の福祉意識の向上に努めます。	福祉総務課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	

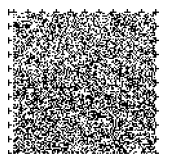


保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	教育委員会
	平成26年度  平成30年度 (充実)	
障害者差別禁止条例制定の検討	平成25年6月に制定された障害者差別解消法にもとづき、今後、国が定める基本方針等を参考に障害者差別禁止条例の制定について検討します。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 平成28年度 (検討) [法律施行] (検討)	

2 安全・安心のまちづくりの推進




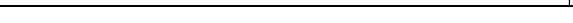
地域住民や組織団体等との協働による見守り体制を通じて、安全・安心なまちづくりを進めます。

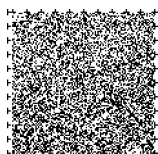
事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり	市民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察と連携し、地域住民、PTA等による町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	生活安全課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設や精神科病院等と災害時協定を締結し、災害時における障害者の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (平成24年度4法人と締結) (充実)	
安否確認にかかる緊急対応による安心なまちづくり	市内各事業者や東京都住宅供給公社と安否確認にかかる緊急時対応についての連携・協力に関する協定を締結し、安全・安心なまちづくりを進めます。	福祉総務課 (高齢介護課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	



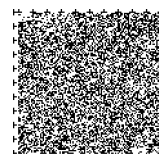
3 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

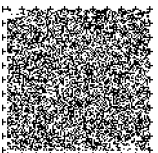
子どもから高齢者まで、障害の有無に関係なく、気軽に外出し、様々なイベントや行事に参加できるよう、まちのバリアフリー化、できるだけ在宅で生活が続けられるような住まいのバリアフリー化を進めます。

事業名	取組み内容	主担当課 (連携課・機関)
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	福祉総務課 (土木課) (管理課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
住まいのバリアフリー化等の推進	介護保険制度を利用できない高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように住宅改修の相談など住まいのバリアフリー化等を進めます。	高齢介護課 (住宅課)
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
	身体障害者等が自宅をバリアフリー化するため、住宅改修費の一部補助を継続して実施し、バリアフリー化に対する必要な支援を行います。	障がい者福祉課
	平成26年度  平成30年度 (継続)	
市内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、福祉マップの見直しを行い、適切な情報が得られるように努めます。	福祉総務課
	平成26年度  平成30年度 平成27・28年度 (検討) (改訂版作成)	



Ⅲ. 計画の推進のために



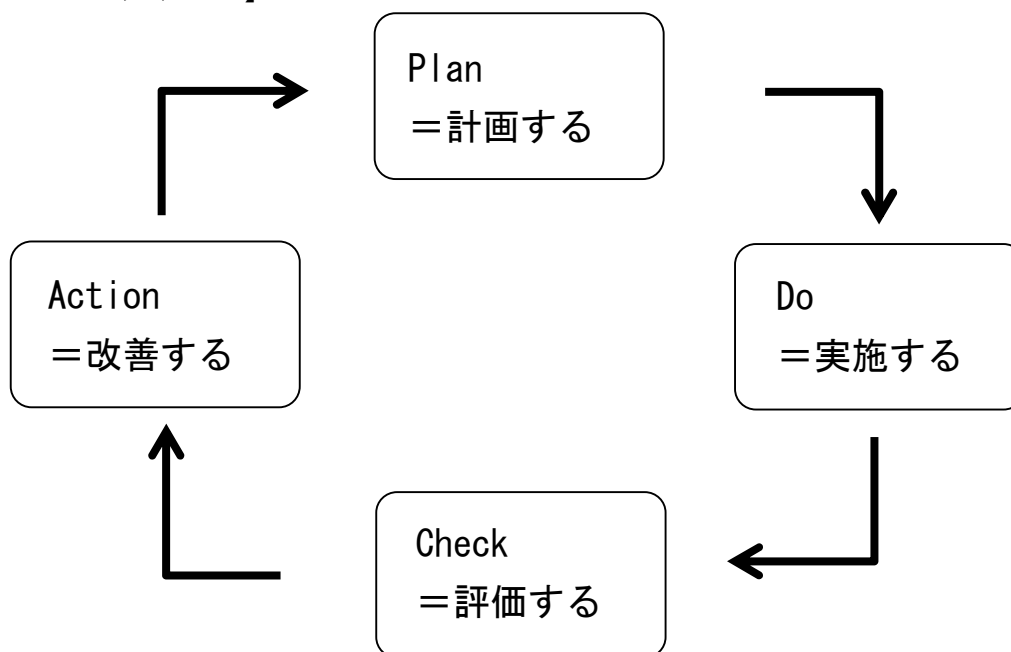


[1] 計画の進ちよく管理・評価

計画の推進にあたり、青梅市地域福祉計画等進ちよく状況調査委員会により、毎年、施策・事業の取組み実績を報告し、進ちよく管理を行います。また、横の連携を進めつつ、情報の共有化を図ります。

計画策定後は、P D C Aサイクルの考えに従い、施策・事業の実施・評価・改善を行い、次期計画の見直しにつなげていきます。

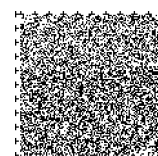
【P D C Aサイクル】



[2] 行財政の環境

本市を取り巻く行財政の環境は極めて厳しい状態が続いています。このような状況の中で、多様化するニーズにこたえ、地域福祉を推進していくには、行政、地域住民、事業者や福祉活動者がそれぞれの役割と責任を認識し、お互いに協力し合い、将来を見据える中で、行財政環境にも留意していく必要があります。

また、国や東京都で実施している施策や事業、補助制度等を最大限に活用するなど、財源確保に努めます。



[3] 各種連携・協働による地域福祉の推進

1 市民等との協働

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、行政だけでできることはこれまで以上に限られていくことが予測されます。市民活動団体等や人材の育成を推進するとともに、市民等との協働による地域福祉の推進を図ります。

2 青梅市社会福祉協議会との連携

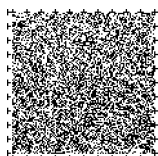
地域福祉を推進していく上で、青梅市社会福祉協議会との連携・協働はさらに重要性が高まっています。福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指して、事業を支援します。また、青梅市社会福祉協議会で作成している「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

3 関係機関との連携

地域福祉を推進していく上で、各種センターなどの専門性を活かしたネットワークづくりに向けて、情報交換の場をつくるなど、相互の連携を進めます。また、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなど、地域活動団体等との連携強化を図ります。

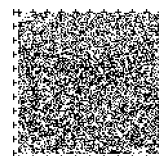
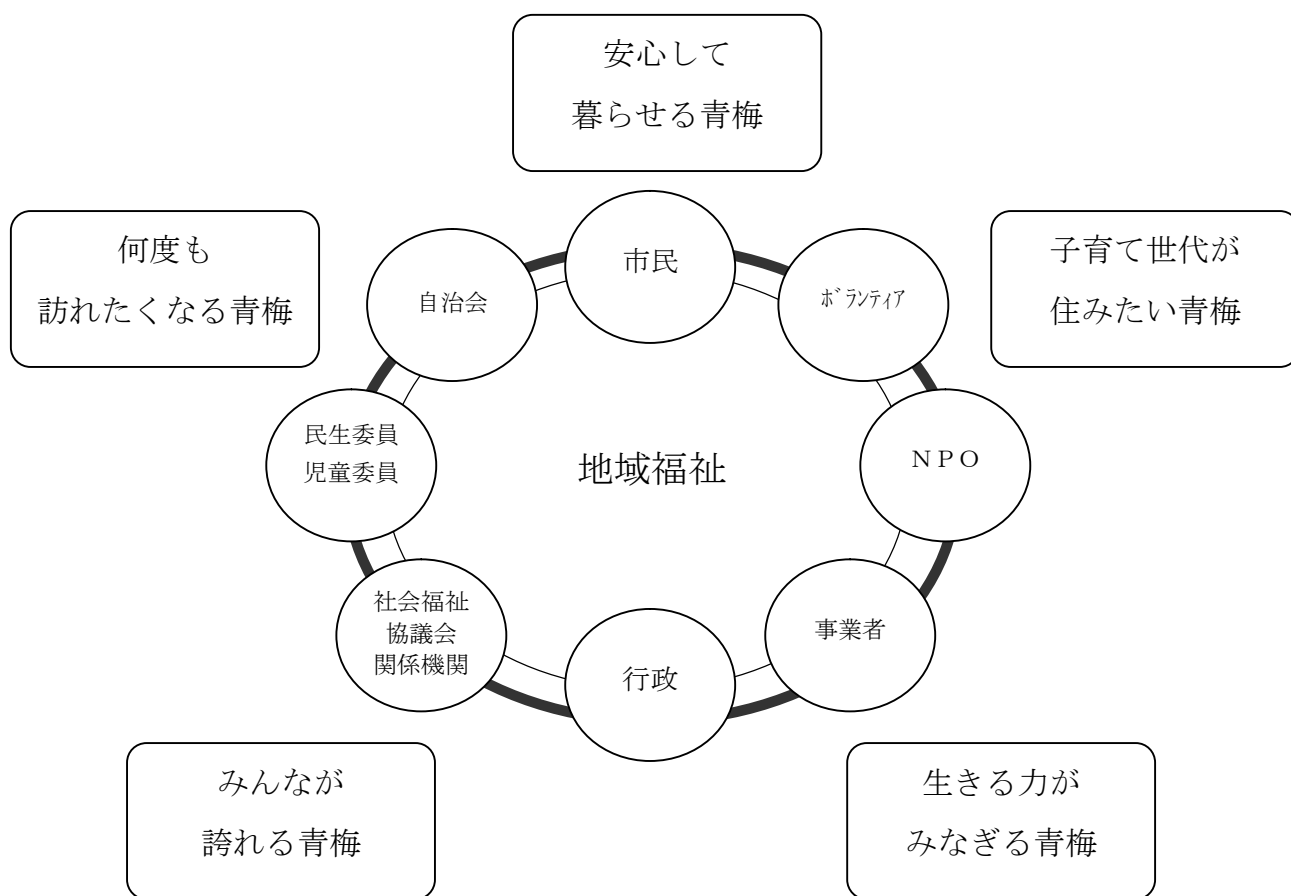
4 庁内の関係部署との連携・情報共有

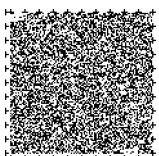
効果的・効率的な施策・事業の推進に向けて、庁内の関係部署との横のつながりがさらに重要になってきています。関係部署が同じ方向に向かって施策・事業を推進していくためにも、計画を周知し、各種連携・情報共有を図ります。また、福祉分野との連携・協力の他、福祉のまちづくり、安全・安心のまちづくり、健康づくりを進めます。



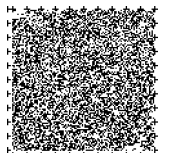
5 「ぷらっとフォーム」の活用

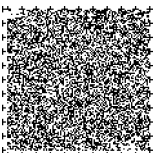
本計画では、第6次青梅市総合長期計画において、施策連動型のしくみとして作られた「ぷらっとフォーム」の手法を積極的に活用し、その5つの主要テーマである「安心して暮らせる青梅」、「子育て世代が住みたい青梅」、「生きる力がみなぎる青梅」、「みんなが誇れる青梅」および「何度も訪れたくなる青梅」をもとに、横の連携や施策の組み合わせにより地域福祉の推進を図ります。





IV. 資 料 編





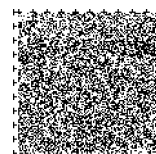
1. 計画策定の経緯

1 青梅市地域福祉計画策定委員会

開催日	議事内容
平成 24 年 11 月 20 日	平成 24 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会 (1) 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱について (2) 今後の進め方について (3) 部会員の選出について
平成 25 年 8 月 21 日	平成 25 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会 (1) 経過の説明 (2) 青梅市地域福祉計画（案）について (3) 今後のスケジュールについて
平成 26 年 2 月 4 日	平成 25 年度第 2 回青梅市地域福祉計画策定委員会 (1) 青梅市地域福祉計画（素案）について (2) 今後のスケジュールについて

2 青梅市地域福祉計画策定委員会部会

開催日	議事内容
平成 24 年 12 月 26 日	平成 24 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 経過の説明 (2) 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱について (3) 今後の進め方について
平成 25 年 2 月 28 日	平成 24 年度第 2 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 平成 25 年度予算について (2) 施策の体系について
平成 25 年 9 月 26 日	平成 25 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 青梅市地域福祉計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて
平成 25 年 12 月 3 日	平成 25 年度第 2 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 青梅市地域福祉計画（素案）について
平成 25 年 12 月 24 日	平成 25 年度第 3 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 青梅市地域福祉計画（素案）について



3 青梅市地域福祉計画にかかるパブリックコメント実施結果

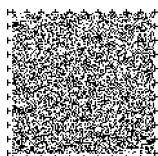
(1) 意見募集期間 平成26年3月15日(土)から平成26年3月31日(月)まで

(2) 募集対象 市内在住、在勤、在学の方、市内に事務所または事業所を有している方、当該案件に直接的な利害関係を有する方

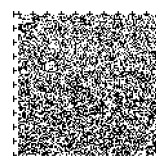
(3) 閲覧場所 福祉総務課、行政情報コーナー、各市民センター、市民会館、中央図書館、市ホームページ

(4) 意見件数 10件

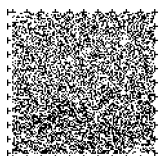
	意見	市の考え方
1	<p>40ページ、「1 地域包括ケアシステムの構築」や45ページ、「5 見守り・支え合いの支援体制づくり」において、自治会との協力関係が十分ではなく、また具体性も欠けていると感じました。もっと自治会を活用すべきです。自治会への加入率が低下するのは、自治会加入の意義を見出せなくなっているからと考えます。「自治会の加入率が上がったかどうか」「地域福祉計画がうまく実行に移されたかどうか」のバロメータとお考えいただき、自治会活動の活性化が「福祉の充実したまち」を実現する手段になると思います。ぜひ、自治会を最大限に活用し、自治会の意義を再認識してもらえような福祉計画にしていきたいと考えます。</p>	<p>地域福祉を推進していく上で、地域住民や自治会等との協働が重要と認識しております。</p> <p>本計画では「見守り・支え合いの支援体制づくり(45ページ)」に向けて、自治会の協力もいただきながら、青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めてまいります。</p>
2	<p>44ページ、「災害時要支援者の支援体制づくり」について</p> <p>「災害時の要支援者への支援として、個別支援プランの作成について検討していきます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な支援になった場合、インスリン等の医薬品の確保、透析や人工呼吸器、在宅酸素使用者等医療依存度の高い方への支援 ・要介護者へのオムツ等の衛生材料の確保、避難を余儀なくされた方々への福祉用具の整備(ベッド・床ずれ予防用具・ポータブルトイレ・車イス等) ・御岳山など車が入らない地域、エレベーターのないアパート等の高層階、エレベーターが停止したマンション等の高層階などにいる方の避難支援方法 ・要介護者がどこに避難すればよいのか、明確になっていると個別支援プランがよりわかりやすくなると思います。 	<p>防災部門とより連携を強化するなど、有事の際に役立つ災害時要援護者対策について検討してまいります</p>



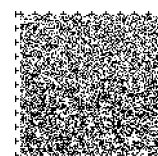
	意見	市の考え方
3	<p>「災害時要援護者の支援体制づくり」に関して、登録制度を平成22年度から始めていますが、地域（自治会等）による取組み状況に差があります。早めに支援体制づくりに取組んでもらいたい。</p>	<p>防災部門とより連携を強化するなど、有事の際に役立つ災害時要援護者対策について検討してまいります。</p>
4	<p>49ページ、「地域住民との協働による安全・安心なまちづくり」において、現在小中学校の安全を守る会を地域で推進していますが、各支会を中心に自治会単位で活動をするのが一番現実的だと思います。</p> <p>また、自治会と高齢者クラブの協調が必要だと思います。PTAや自治会役員は時間がなくて動けません。高齢者クラブ会員が時間的に一番動けますが、高齢者クラブには推進力がありません。青梅市がこの問題に積極的に動いているという空気は全く伝わってきません。</p>	<p>安全・安心のまちづくりの推進には、地域における団体どうしの連携とともに、市と地域住民や自治会等との協働が重要と認識しておりますので、取組内容に記載させていただきましたとおり、今後も引き続き地域住民等との連携強化に努めてまいります</p>



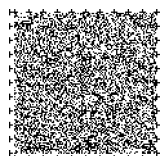
	意見	市の考え方
5	<p>17ページ、「高齢者人口の増加と、それに伴う要介護認定者の増加傾向」について</p> <p>昭和の時代には、自治会・高齢者クラブ等の団体にほとんどの人が入会、行事に参加していたと思われませんが、現在は自治会加入率は50%を下回っています。これからは、自治会・高齢者クラブ等の団体に入会していただき、多くの人達がふれあい、助け合い、健康についても専門家の指導を受けながら、なるべく多くの人々が通常生活ができるよう取り組んでもらいたい。</p>	<p>35ページ以降に記載いたしました「基本目標1および基本目標2」に掲げた各施策の中で対応してまいります。</p>
6	<p>31ページの重点課題の中の「課題として考えられる事項」では、「高齢者福祉」と「健康づくり」とが並列（ヨコ割り）で記述されていますが、この2つの事項（他の項目間でも同じ）は、互いに密接に関わっていますので、どこか別に項目を立てて有機的な組み立てを示すのはどうでしょうか。</p> <p>例えば『健康づくり（発症予防、生活習慣予防、食育の実践）、（各種スポーツの推奨）→健康寿命の伸長→医療保険・介護保険の節減→保健費用の縮小→財源の他の施策への振り分け』といったような好循環図式を53ページのサイクル図のように表にしてはどうでしょうか。そして高齢者に対して周知していくのがよろしいと考えるのですが。</p>	<p>各課題への対応が有機的に連携できるよう工夫してまいります。また、地域福祉の推進には、各個別計画の中の諸施策との連携も非常に重要と考えておりますので、諸施策がより連携を強化できるようにしてまいります。</p>



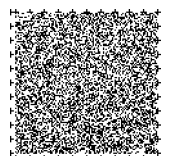
	意見	市の考え方
7	<p>31ページの重点課題の中の「課題として考えられる事項」の中、</p> <p>障害者福祉について、生活介護や就労継続支援B型など、学校卒業時に必要な福祉サービスが利用定員や事業所の不足により、利用できない状況にある。</p> <p>また、施設の定員に空きがある場合でも、自主通所ができず、送迎のサービスも受けられないために利用できない方もいる。このことを具体的に課題として入れていただきたい。併せて、あきる野学園、羽村特別支援学校、青峰学園の3校に、在学中からのニーズ調査を実施していただき、卒業後に必要な福祉サービスを受け入れられるように数値目標として設定していただきたい。</p> <p>46ページ、「サービス提供の充実」</p> <p>「サービス提供事業者の安定確保に努める」について、今後のサービス需要の実態を把握するとともに、その結果を公表し、具体的な数値目標として示していただきたい。また、障害のある方がどのようなサービスを必要としているかの実態を正確に把握するためにも、すべての障害のある方を対象にしたニーズ調査を実施していただきたい。学校卒業後、自宅やそれまで暮らしている施設等から独立しなくてはならない障害のある方のために、グループホームなどの整備や支援の充実をお願いしたい</p>	<p>御指摘の内容への対応につきましては、平成27年度を初年度とする「第4期青梅市障害者計画」および「第4期青梅市障害福祉計画」の中で検討することとしております。</p>



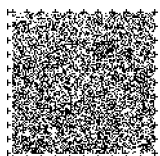
	意見	市の考え方
8	<p>地域福祉計画は、福祉分野別または対象別の個別計画(児童、高齢、障害、健康等)を住民が暮らす「地域」の視点に立って、どのように効果的・総合的に展開するかにあると思う。このことにより次のとおり意見を提出する。</p> <p>①31ページに明確な5つの重点課題が挙げられているが、35ページ以降の計画事業では、どれも「継続」または「充実」のみで新規事業がない。重点課題を明確にしたのだから、新計画の目玉となる新規事業は最低でも1～3項目程度、明確かつ具体的に明示し、②青梅市の地域福祉推進の姿勢を明らかにしてほしい。それによって、新たな5か年計画の意図が明確になると思う。</p> <p>③地域福祉の推進には、特に地域を支える仕組みづくりが大切だが、35ページ以降の計画事業の中では、取組み内容面で具体性に欠けていて、どのように展開するのか、明確にしてほしい。5ページ以降の計画事業の中に、個別分野計画をそのまま横引きした事業計画が多く、整理または削除してはどうか。</p> <p>④「地域福祉の推進のために」、の35ページ以降の計画事業には学習の機会の提供や情報提供が数多く計上されているが、これから団塊世代の世代が数多く地域に関わる状況にあって、学習や情報提供のレベルを超えて、具体的に参加を促す地域の調整役、世話役としての地域リーダーあるいは地域調整役を制度として設けるべきではないか。折角、福祉や地域の知識を身に付けても、どうかかわってよいかわからないままで終わっているケースをよく聞く。せめて試行でもよいから、コーディネータ役の制度を新設してはどうか。</p> <p>⑤29ページに「自助・互助・共助・公助」の重視を掲げているが、この言葉の定義について記述がないので明示すべきと思う。</p>	<p>地域福祉の実践には、各個別計画との連携および青梅市社会福祉協議会や自治会、NPO団体等との連携が重要と考えております。</p> <p>(①～③について)</p> <p>本計画には、市民の主体的な参画(35ページ)や地域包括ケアシステムの構築(40ページ)といった、新たな方向性を盛り込んでおります。</p> <p>地域福祉の諸事業は、関係機関と連携・協力を要するものが多く、包括的に推進していく必要があるものと考えております。</p> <p>御指摘の点につきまして、具体的な事業展開は、各個別計画の中で検討していきたいと考えております</p> <p>(④について)</p> <p>地域活動の活性化に、地域活動への参加希望者と活動とをつなぐコーディネータ役の重要性は認識しております。本計画では「ボランティア・地域活動の促進(37ページ)」および「地域福祉にかかわる人材の育成・活用(38ページ)」の中で検討してまいります。</p> <p>(⑤について)</p> <p>今後の地域福祉の推進には、自助・互助・共助・公助のバランスが重要であります。用語の定義について、29ページに記載いたします。</p>



	意見	市の考え方
9	<p>II各論にある「基本目標1～3」は、しっかり記述されており、策定に当たっての苦勞を感じます。</p> <p>下記は本計画書に書かれていない事項について書かせていただきます。</p> <p>1 ボランティアやNPOへの支援体制の強化 福祉従事ポイント貯金制度の導入：知力・体力のあるうちにポイント貯金を貯めておき、自分の老後に備える制度（支援が必要な時にこの獲得ポイントを使えるようにする）の導入することを希望します。具体的には、「自らが健康維持トレーニングをする」、「障害者支援をする」、「介護支援をする」等でポイントがたまる。</p> <p>2 ITの活用：IT教育：高齢者や障害者にパソコンを活用してもらい、電子メール等を通じて豊かな生活の一助としてもらう（現在も実施されているがさらなる強化を） IT機器の導入：障害者支援として例えば画像読み上げソフト、高齢者支援として、例えば見守り湯沸かしポット、徘徊者検知ICタグ等の無償貸与</p> <p>3 その他福祉施を充実させるために（市内にお金を落とさせるために）、人口（年少、生産年齢、老年、全ての世代）を増加させて活性化を図る。</p> <p>4 交通網整備のために関係各位への協力要請 ① 中央線青梅駅発、河辺駅発の本数を増強。青梅特快を30分に1本、東京発青梅行きを15分に1本。 ② 圏央道の早期完成（南は高尾山から厚木まで、北は川島から久喜まで）</p> <p>5 23区から受け入れる ① 23区から介護高齢者を受け入れ、23区から収入を得る。 ② 施設建設、食事・サービス提供による雇用の創出</p>	<p>本計画においては、「ボランティア・地域活動の促進（37ページ）」の中で活動の支援を進めてまいります。</p> <p>また、情報提供に関しては、「各種制度やサービス等情報提供の充実（43ページ）」の中で、情報機器を活用しつつ、必要な情報を収集できるよう、情報提供の充実に努めてまいります。</p> <p>本市には特別養護老人ホームなども数多く存在しております。福祉施設等の配置につきましては、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」により適正に対応してまいります。</p>



	意見	市の考え方
10	<p>27ページ、「みどりと多摩川の清流豊かな自然環境、保持向上」を目的に下記要望します。</p> <p>①多摩川南岸調布橋から第2小学校までの間は土砂災害警戒区域なので、国・都と協力し早期に対応を</p> <p>②長淵6丁目402番地より先の多摩川へ通じる市道、一部崩壊し危険な状態になっている。修復整備を願いたい。</p> <p>③長淵6丁目に公園、運動広場等の施設を</p>	御意見として承ります



2. 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

委員会は、委員13人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

(1) 委員長 健康福祉部長

(2) 副委員長 市民部長および子ども家庭部長

(3) 委員 企画調整課長、防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長および総務課長

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

(1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

6 部会

(1) 計画の策定に関する事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置く。

(2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 部会長 福祉総務課長

イ 部会員 第3項第3号に掲げる委員が属する課の職員のうちから委員長が指名する者

(3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

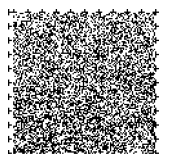
(4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の調査および検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

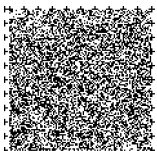


9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、平成24年11月13日から実施し、第7項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

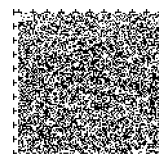


3. 青梅市地域福祉計画策定委員会等委員名簿

- 1 青梅市地域福祉計画策定委員会委員 2 青梅市地域福祉計画策定委員会部会委員

区 分	役 職
委員長	健康福祉部長
副委員長	市民部長
〃	子ども家庭部長
委 員	企画調整課長
〃	防災課長
〃	福祉総務課長
〃	高齢介護課長
〃	障がい者福祉課長
〃	健康課長
〃	子育て推進課長
〃	子ども家庭支援課長

区 分	役 職
部会長	福祉総務課長
部 会 員	企画調整課 企画調整主査
〃	防災課危機管理係長
〃	市民活動推進課 市民活動推進係長
〃	福祉総務課庶務係長
〃	高齢介護課 介護保険管理係長
〃	障がい者福祉課 相談支援係主事
〃	健康課母子保健係長
〃	子育て推進課 保育幼稚園係主事
〃	子ども家庭支援課 支援係主事
〃	総務課庶務係長



青梅市地域福祉計画
「福祉が充実したまち」の実現を目指して
<平成26～30年度>

発 行 者 東京都青梅市
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1
発 行 日 平成26年3月
企画編集 青梅市 健康福祉部 福祉総務課
電話番号 0428-22-1111（代表）

